

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
4	第1編 総則	第1編 総則	
	第3章 防災の基本理念及び施策の概要 ○新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 （略）	第3章 防災の基本理念及び施策の概要 ○新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 （略）	防災基本計画修正に伴う修正
5	2 災害応急対策	2 災害応急対策	
	・被災者の健康状態の把握、並びに必要なに応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等を行う。 （略）	・被災者の健康状態の把握や福祉的な支援、並びに必要なに応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等を行う。 （略）	防災基本計画修正に伴う修正
16	第2編 一般災害編	第2編 一般災害編	
	第1章 地域防災計画・一般災害編の概要	第1章 地域防災計画・一般災害編の概要	
	第2節 山梨県の概況	第2節 山梨県の概況	
	2 本県の社会的条件	2 本県の社会的条件	
	(1) 人口及び産業	(1) 人口及び産業	
	本県の人口・世帯数は、83万4,930人、33万976世帯（平成27年国勢調査）となっている。	本県の人口・世帯数は、80万9,974人、33万8,853世帯（令和2年国勢調査）となっている。	
	人口は減少傾向にあるが、世帯数については増加傾向にあり、中でも単独世帯の増加が顕著である。また、1世帯当たりの人口は、昭和30年には5.19人であったが、平成27年には2.52人となっている。	人口は減少傾向にあるが、世帯数については増加傾向にあり、中でも単独世帯の増加が顕著である。また、1世帯当たりの人口は、昭和30年には5.19人であったが、令和2年には2.39人となっている。	直近の国勢調査データに修正
	年齢階級別人口については、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加傾向にある。老年人口の割合は平成27年には28.4%に達しており、全国平均の26.6%を上回っている。	年齢階級別人口については、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加傾向にある。老年人口の割合は令和2年には31.1%に達しており、全国平均の28.7%を上回っている。	
	(略)	(略)	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第１編 総則 ～ 第２編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
24	第２章 災害予防計画 第１節 防災組織の充実 １ 県の防災組織 (4) 応急体制の整備 ・県は災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し、受援先などの指定、連絡調整体制、応援機関の活動拠点等、必要な準備を整える。	第２章 災害予防計画 第１節 防災組織の充実 １ 県の防災組織 (4) 応急体制の整備 ・県は災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し、受援先などの指定、連絡調整体制、応援機関の活動拠点等、必要な準備を整える。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>	地震部会報告に伴う修正
24	(略) <u>(新設)</u> ２ 市町村の防災組織 4) 応急体制の整備 <u>(新設)</u>	(略) ・<u>県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u> ２ 市町村の防災組織 4) 応急体制の整備 ・<u>市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u>	防災基本計画に沿った修正
25	４ 自主防災組織 (3) 組織の編成及び活動 ア 構成 各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努め、特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように配慮するなど、男女共同参画の視点を重視するとともに、リーダーには<u>複数の女性</u>が含まれるように女性リーダーの育成を図ることとする。	４ 自主防災組織 (3) 組織の編成及び活動 ア 構成 各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努め、特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように配慮するなど、男女共同参画の視点を重視するとともに、リーダーには<u>多様な人材</u>が含まれるように女性<u>をはじめとした多様な</u>リーダーの育成を図ることとする。	地震部会報告に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

[illegible]

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

31

第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

1 防災施設の整備

(5) 防災活動拠点

災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる防災活動拠点を次のとおり設定し、災害時の利用形態を想定して、必要に応じた防災機能の強化を図る。

No.	拠点施設名	所在地	管理者	使 途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センタ	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等
12	防災道の駅富士川	富士川町	国・市	警察、自衛隊、消防、国土交通省

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

(新設)

(略)

第4節 消防予防計画

1 消防力の充実強化

(1) 自治体消防力等の充実強化

(略)

ア 自治体消防力の充実強化

(ア) 消防組織の充実強化

市町村は消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。

第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

1 防災施設の整備

(5) 防災活動拠点

ア 災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる防災活動拠点を次のとおり設定し、災害時の利用形態を想定して、必要に応じた防災機能の強化を図る。

No.	拠点施設名	所在地	管理者	使 途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センタ	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等
12	防災道の駅富士川	富士川町	国・市	警察、自衛隊、消防、国土交通省

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

イ 防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な活動拠点としての機能強化に努めるものとする。

(略)

第4節 消防予防計画

1 消防力の充実強化

(1) 自治体消防力等の充実強化

(略)

ア 自治体消防力の充実強化

(ア) 消防組織の充実強化

市町村は消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促

防災基本計画に沿った修正

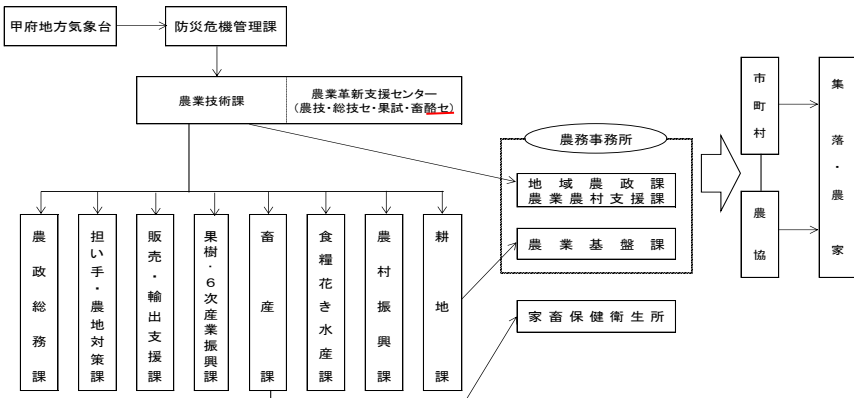
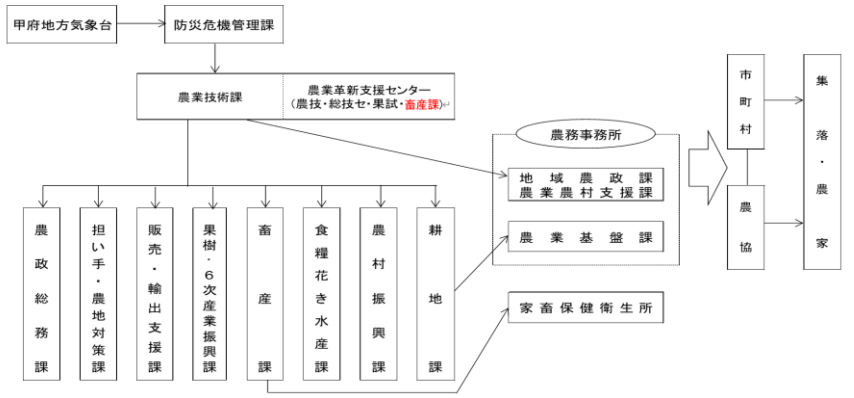
防災基本計画修正に伴う修正

32

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
33	また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。 (略) (2) 広域消防応援体制の確立 (略) イ 県は、<u>消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努める</u>。また、<u>緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u> (略) 4 砂防対策（土砂災害対策）（県土整備部）	<u>進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u>また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。 (略) (2) 広域消防応援体制の確立 (略) イ 県は、<u>市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、</u>消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。また、<u>デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、</u>緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 (略) 4 砂防対策（土砂災害対策）（県土整備部）	防災基本計画修正に伴う修正
37	(6) 各種規制による災害防止対策 ・宅地造成対策 県は、「<u>宅地造成規制法</u>」及び「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」に基づき、宅地造成事業を規制して宅地造成に伴う崖崩れ等の災害を防止する。 ・盛土__対策 県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 (略)	(6) 各種規制による災害防止対策 ・宅地造成対策 県は、<u>「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」に基づき、宅地造成事業を規制して宅地造成に伴う崖崩れ等の災害を防止する。</u> ・盛土等対策（<u>林政部・農政部・県土整備部</u>） 県は、「<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>」に基づき、<u>盛土等による災害を防止する。</u> (略)	現状に沿った修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
39	6 農地災害予防対策(農政部) (1) 農業用ため池の防災・減災対策 (略) また、ため池が決壊した場合の浸水想定地域等を示した「ハザードマップ」や「緊急連絡網」の随時更新を図り緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、<u>ため池管理者</u>への指導や豪雨後・災害時の点検等を行う体制の構築等、保全管理体制の強化を推進する。 (略)	6 農地災害予防対策(農政部) (1) 農業用ため池の防災・減災対策 (略) また、ため池が決壊した場合の浸水想定地域等を示した「ハザードマップ」や「緊急連絡網」の随時更新を図り緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、<u>ため池サポートセンターによるため池管理者等</u>への指導や豪雨後・災害時の点検等を行う体制の構築等、保全管理体制の強化を推進する。 (略)	ため池サポートセンター開設に伴う修正
40	7 農作物災害予防対策(農政部) 農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。 <u>ことに</u>、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間(おおむね3月<u>下</u>旬～5月下旬)を設け、別途定める予防対策要領により、災害防止に努める。 また、台風や豪雪等に対しては、气象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。	7 農作物災害予防対策(農政部) 農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。 <u>凍霜害</u>については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間(おおむね3月<u>上</u>旬～5月下旬)を設け、別途定める予防対策要領により、災害防止に努める。 また、台風や豪雪等に対しては、气象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。	温暖化の影響に伴う修正
40	○ 勤務時間外における気象情報伝達網 	○ 勤務時間外における気象情報伝達網 	組織改編に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第 1 編 総則 ～ 第 2 編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由																																																																																																								
41	(略) <u>(新設)</u>	(略) 9 道路の風水害等予防対策 <u>国及び地方公共団体は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の適切な維持管理を実施する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。さらに、国は、応急復旧資機材の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進するものとする。</u>	防災基本計画修正に伴う修正																																																																																																								
43	(略) 第 7 節 建築物災害予防対策 1 不燃建築物の建設促進対策 ア 地域指定の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>防火地域</th><th>準防火地域</th><th>建築基準法第 22 条の指定地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲府市</td><td>59.0ha</td><td><u>198.0ha</u></td><td>1797ha</td></tr> <tr> <td>富士吉田市</td><td></td><td>42.0</td><td>577</td></tr> <tr> <td>甲州市</td><td></td><td>10.0</td><td>850</td></tr> <tr> <td>都留市</td><td></td><td>23.0</td><td>326</td></tr> <tr> <td>山梨市</td><td></td><td>8.3</td><td>172</td></tr> <tr> <td>大月市</td><td>2.6</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>韮崎市</td><td></td><td>42.0</td><td></td></tr> <tr> <td>甲斐市</td><td></td><td>2.8</td><td>802</td></tr> <tr> <td>富士川町</td><td></td><td></td><td>68</td></tr> <tr> <td>身延町</td><td></td><td></td><td>900</td></tr> <tr> <td>上野原市</td><td></td><td>10.2</td><td>90</td></tr> <tr> <td>市川三郷町</td><td></td><td></td><td>120</td></tr> </tbody> </table>		防火地域	準防火地域	建築基準法第 22 条の指定地域	甲府市	59.0ha	<u>198.0ha</u>	1797ha	富士吉田市		42.0	577	甲州市		10.0	850	都留市		23.0	326	山梨市		8.3	172	大月市	2.6			韮崎市		42.0		甲斐市		2.8	802	富士川町			68	身延町			900	上野原市		10.2	90	市川三郷町			120	(略) 第 7 節 建築物災害予防対策 1 不燃建築物の建設促進対策 ア 地域指定の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>防火地域</th><th>準防火地域</th><th>建築基準法第 22 条の指定地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲府市</td><td>59.0ha</td><td><u>199.0ha</u></td><td>1797ha</td></tr> <tr> <td>富士吉田市</td><td></td><td>42.0</td><td>577</td></tr> <tr> <td>甲州市</td><td></td><td>10.0</td><td>850</td></tr> <tr> <td>都留市</td><td></td><td>23.0</td><td>326</td></tr> <tr> <td>山梨市</td><td></td><td>8.3</td><td>172</td></tr> <tr> <td>大月市</td><td>2.6</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>韮崎市</td><td></td><td>42.0</td><td></td></tr> <tr> <td>甲斐市</td><td></td><td>2.8</td><td>802</td></tr> <tr> <td>富士川町</td><td></td><td></td><td>68</td></tr> <tr> <td>身延町</td><td></td><td></td><td>900</td></tr> <tr> <td>上野原市</td><td></td><td>10.2</td><td>90</td></tr> <tr> <td>市川三郷町</td><td></td><td></td><td>120</td></tr> </tbody> </table>		防火地域	準防火地域	建築基準法第 22 条の指定地域	甲府市	59.0ha	<u>199.0ha</u>	1797ha	富士吉田市		42.0	577	甲州市		10.0	850	都留市		23.0	326	山梨市		8.3	172	大月市	2.6			韮崎市		42.0		甲斐市		2.8	802	富士川町			68	身延町			900	上野原市		10.2	90	市川三郷町			120	都市計画の変更に伴う修正
	防火地域	準防火地域	建築基準法第 22 条の指定地域																																																																																																								
甲府市	59.0ha	<u>198.0ha</u>	1797ha																																																																																																								
富士吉田市		42.0	577																																																																																																								
甲州市		10.0	850																																																																																																								
都留市		23.0	326																																																																																																								
山梨市		8.3	172																																																																																																								
大月市	2.6																																																																																																										
韮崎市		42.0																																																																																																									
甲斐市		2.8	802																																																																																																								
富士川町			68																																																																																																								
身延町			900																																																																																																								
上野原市		10.2	90																																																																																																								
市川三郷町			120																																																																																																								
	防火地域	準防火地域	建築基準法第 22 条の指定地域																																																																																																								
甲府市	59.0ha	<u>199.0ha</u>	1797ha																																																																																																								
富士吉田市		42.0	577																																																																																																								
甲州市		10.0	850																																																																																																								
都留市		23.0	326																																																																																																								
山梨市		8.3	172																																																																																																								
大月市	2.6																																																																																																										
韮崎市		42.0																																																																																																									
甲斐市		2.8	802																																																																																																								
富士川町			68																																																																																																								
身延町			900																																																																																																								
上野原市		10.2	90																																																																																																								
市川三郷町			120																																																																																																								

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

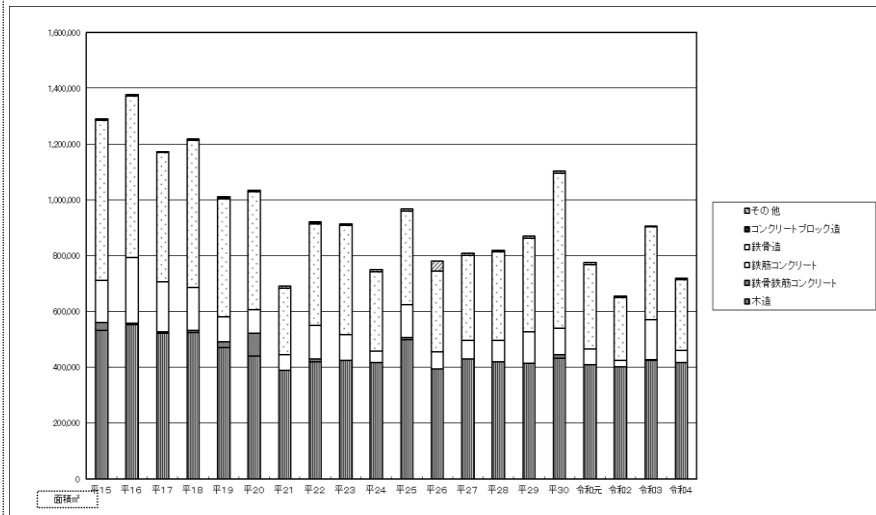
本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

43-
44

イ 建築物の建築状況

建築物の構造別面積

県下の平成15年度から令和4年度までの着工建築物の構造面積は次のとおりである。



(略)

3 公共施設災害予防計画

(1) 老朽建物の改築促進

ア 老朽度の著しい建物については、国又は県の整備計画に合わせて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造物の建設の促進を図る。

44-
45

(2) 県有建物の現況

ア 県有建物所管別一覧表

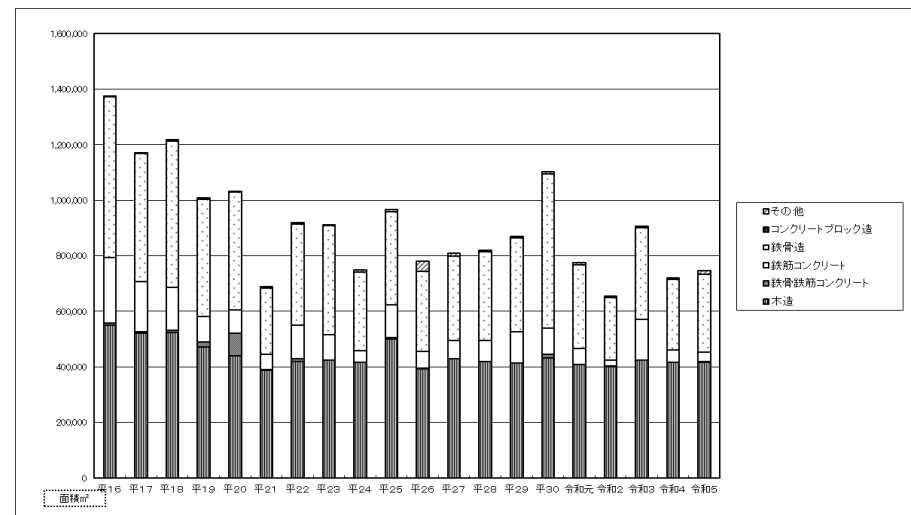
(令和4年3月31日現在)

区分	木造	非木造
----	----	-----

イ 建築物の建築状況

建築物の構造別面積

県下の平成16年度から令和5年度までの着工建築物の構造面積は次のとおりである。



(略)

3 公共施設災害予防計画

(1) 老朽建物の改築促進

ア 老朽度の著しい建物については、国又は県の整備計画に合わせて改築の促進を図る。改築にあたっては、耐震耐火構造物の建設の促進を図る。

(2) 県有建物の現況

ア 県有建物所管別一覧表

(令和5年3月31日現在)

区分	木造	非木造
----	----	-----

時点修正

山梨県県産木材利用促進条例に基づく修正

時点修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第１編 総則 ～ 第２編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)		箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	
感染症対策センター	0	0.00	6	1,184.30		感染症対策センター	0	0.00	6	1,184.30
知事政策局	0	0.00	10	<u>3,676.43</u>		知事政策局	0	0.00	10	<u>2,910.47</u>
スポーツ振興局	0	0.00	<u>17</u>	<u>3,748.18</u>		スポーツ振興局	0	0.00	<u>12</u>	<u>2,910.47</u>
県民生活部	0	0.00	34	29,870.31		県民生活部	0	0.00	34	29,870.31
男女共同参画・共生社会推進統括官	0	0.00	6	7,587.19		男女共同参画・共生社会推進統括官	0	0.00	6	7,587.19
リニア未来創造局	0	0.00	3	2,578.40		リニア未来創造局	0	0.00	3	2,578.40
総務部	3	49.76	128	87,552.60		総務部	3	49.76	128	87,552.60
防災局	0	0.00	24	10,499.74		防災局	0	0.00	24	10,499.74
福祉保健部	5	185.77	101	56,785.28		福祉保健部	5	185.77	101	56,785.28
子育て支援局	<u>3</u>	<u>286.39</u>	<u>29</u>	<u>9,484.64</u>		子育て支援局	<u>4</u>	<u>733.07</u>	<u>24</u>	<u>9,423.39</u>
林政部	79	7,982.95	53	8,974.42		林政部	79	7,982.95	53	8,974.42
環境・エネルギー部	1	15.30	25	7,975.14		環境・エネルギー部	1	15.30	25	7,975.14
産業労働部	4	33.55	<u>96</u>	<u>53,864.06</u>		産業労働部	4	33.55	<u>97</u>	<u>53,912.12</u>
観光文化部	15	412.54	39	62,643.19		観光文化部	15	412.54	39	62,643.19
農政部	7	655.24	315	<u>70,967.04</u>		農政部	7	655.24	315	<u>72,461.49</u>
県土整備部	32	4,269.68	<u>1,210</u>	<u>671,756.54</u>		県土整備部	32	4,269.68	<u>1,211</u>	<u>669,867.32</u>
企業局	17	2,110.66	69	21,146.39		企業局	17	2,110.66	69	21,146.39
教育委員会	<u>27</u>	<u>5,954.28</u>	1,046	<u>608,114.82</u>		教育委員会	28	<u>6,008.93</u>	1,046	<u>608,778.03</u>
警察本部	<u>23</u>	<u>2,058.03</u>	<u>745</u>	<u>112,927.38</u>		警察本部	<u>24</u>	<u>2,144.74</u>	<u>727</u>	<u>105,927.70</u>

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第 1 編 総則 ～ 第 2 編 一般災害編）

本編頁数		旧				新				改正理由		
47	総計	216	24,014.15	3,956	1,831,336.05	総計	219	24,602.19	3,930	1,823,753.91	原子力災害対策指針に沿った修正	
	(略)											
	第9節 原子力災害予防対策 (略) イ 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) 緊急 <u>時</u> 防護措置を準備する区域 (概ね半径30km圏内) 本節及び第3章第7節における用語の意義は次のとおりとする。 ・「原子力災害」・・・ <u>原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害をいう。</u> (略)											
50	第11節 情報通信システムの整備	防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあっては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報 (地理空間情報活用推進基本法 (平成19年法律第63号) 第2条第1項に規定する地理空間情報) の活用 <u>など情報通信システム</u> の整備に努める <u>ものとする。</u> (略)										地震部会報告に伴う修正
52	11 災害情報収集公開システムの整備	県は、総合防災情報システムで収集した災害の発生箇所や規模、被害の状況などの災害情報を迅速に収集し、必要な情報を県民にインターネット、 <u>ツイッター</u> 、緊急速報メールなどで公開する仕組みを確保する。 (略)										名称変更に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
59	第１２節 要配慮者対策の推進 １ 高齢者・障害者等の要配慮者対策 (5) 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立 (略) また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等を予め明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の_____伝達_____、介助体制の確立に努めるものとする。 (略)	第１２節 要配慮者対策の推進 １ 高齢者・障害者等の要配慮者対策 (5) 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立 (略) また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等を予め明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の<u>迅速かつ確実な</u>伝達<u>を図るとともに</u>、介助体制の確立に努めるものとする。 (略)	文言の修正
58	２ 在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）対策 (略) (２) 大規模災害が発生し、又は、その恐れがあると認められ、山梨県災害対策本部が設置された場合には、山梨県立国際交流・多文化共生センター等に災害多言語支援センターを設置するとともに同センターと連携して外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。 ア 災害時外国人支援情報コーディネーターを活用した情報の収集及び整理 イ 外国語での情報の提供 ウ 市町村等からの要請への対応 エ 外国人との連携 _____ (略)	２ 在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）対策 (略) (２) 大規模災害が発生し、又は、その恐れがあると認められ、山梨県災害対策本部が設置された場合には、山梨県立国際交流・多文化共生センター等に災害多言語支援センターを設置するとともに同センターと連携して外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。 ア 災害時外国人支援情報コーディネーターを活用した情報の収集及び整理 イ 外国語での情報の提供 ウ 市町村等からの要請への対応 エ 外国人との連携 <u>オ 外国人からの相談対応</u> (略)	やまなし外国人相談支援センターを開設したことに伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
66	第3章 災害応急対策 第1節 応急活動体制 4 広域応援体制 （略） ⑥ 受援計画 知事は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し、必要な準備を整える。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。	第3章 災害応急対策 第1節 応急活動体制 4 広域応援体制 （略） ⑥ 受援計画 知事は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し、必要な準備を整える。また、<u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u>	防災基本計画修正に伴う修正
68	（略） (4) 消防の応援要請 3) 都道府県__隊 都道府県__隊は、当該都道府県<u>の区域内</u>の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊を持って編成する。	（略） (4) 消防の応援要請 3) 都道府県<u>大</u>隊 都道府県<u>大</u>隊は、当該都道府県<u>又は当該都道府県内</u>の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊を持って編成する。	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に統一
69	（略） エ 出動計画等 1) 出動決定のための措置等 2 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条及び第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は<u>密接な連携の下に活動するものとする。</u><u>この場合において、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。</u> （略）	（略） エ 出動計画等 1) 出動決定のための措置等 2 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条及び第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は<u>応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。</u><u>また</u>、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。 （略）	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

72

別表第3（第一次出動都道府県 隊）

災害発生都道府県	第 一 次 出 動 都 道 府 県 隊
北海道	青森 岩手 宮城 秋田
青 森	岩手 宮城 秋田 山形
岩 手	青森 宮城 秋田 山形
宮 城	岩手 秋田 山形 福島
秋 田	青森 岩手 宮城 山形
山 形	宮城 秋田 福島 新潟
福 島	宮城 山形 栃木 新潟
茨 城	福島 栃木 埼玉 千葉
栃 木	福島 茨城 群馬 埼玉
群 馬	栃木 埼玉 新潟 長野
埼 玉	茨城 群馬 千葉 東京
千 葉	茨城 埼玉 東京 神奈川
東 京	埼玉 千葉 神奈川 山梨
神奈川	千葉 東京 山梨 静岡
新 潟	山形 福島 群馬 長野
富 山	新潟 石川 長野 岐阜
石 川	富山 福井 岐阜 滋賀
福 井	石川 岐阜 滋賀 京都
山 梨	東京 神奈川 長野 静岡
長 野	群馬 新潟 山梨 岐阜
岐 阜	富山 福井 長野 愛知
静 岡	神奈川 山梨 長野 愛知
愛 知	岐阜 静岡 三重 滋賀
三 重	愛知 滋賀 奈良 和歌山
滋 賀	福井 岐阜 三重 京都
京 都	福井 滋賀 大阪 兵庫
大 阪	京都 兵庫 奈良 和歌山
兵 庫	京都 大阪 鳥取 岡山
奈 良	三重 京都 大阪 和歌山
和歌山	三重 京都 大阪 奈良
鳥 取	兵庫 島根 岡山 広島
島 根	鳥取 岡山 広島 山口
岡 山	兵庫 鳥取 広島 香川
広 島	島根 岡山 山口 愛媛
山 口	島根 岡山 広島 福岡
徳 島	兵庫 香川 愛媛 高知
香 川	岡山 徳島 愛媛 高知
愛 媛	広島 徳島 香川 高知
高 知	広島 徳島 香川 愛媛
福 岡	山口 佐賀 熊本 大分
佐 賀	福岡 長崎 熊本 大分
長 崎	福岡 佐賀 熊本 大分
熊 本	福岡 大分 宮崎 鹿児島
大 分	福岡 佐賀 熊本 宮崎
宮 崎	福岡 熊本 大分 鹿児島
鹿児島	福岡 熊本 大分 宮崎
沖 縄	福岡 熊本 宮崎 鹿児島

別表第3（第一次出動都道府県 大隊）

災害発生都道府県	第 一 次 出 動 都 道 府 県 大 隊
北海道	青森 岩手 宮城 秋田
青森	岩手 宮城 秋田 山形
岩手	青森 宮城 秋田 山形
宮城	岩手 秋田 山形 福島
秋田	青森 岩手 宮城 山形
山形	宮城 秋田 福島 新潟
福島	宮城 山形 栃木 新潟
茨城	福島 栃木 埼玉 千葉
栃木	福島 茨城 群馬 埼玉
群馬	栃木 埼玉 新潟 長野
埼玉	茨城 群馬 千葉 東京
千葉	茨城 埼玉 東京 神奈川
東京	埼玉 千葉 神奈川 山梨
神奈川	千葉 東京 山梨 静岡
新潟	山形 福島 群馬 長野
富山	新潟 石川 長野 岐阜
石川	富山 福井 岐阜 滋賀
福井	石川 岐阜 滋賀 京都
山梨	東京 神奈川 長野 静岡
長野	群馬 新潟 山梨 岐阜
岐阜	富山 福井 長野 愛知
静岡	神奈川 山梨 長野 愛知
愛知	岐阜 静岡 三重 滋賀
三重	愛知 滋賀 奈良 和歌山
滋賀	福井 岐阜 三重 京都
京都	福井 滋賀 大阪 兵庫
大阪	京都 兵庫 奈良 和歌山
兵庫	京都 大阪 鳥取 岡山
奈良	三重 京都 大阪 和歌山
和歌山	三重 京都 大阪 奈良
鳥取	兵庫 島根 岡山 広島
島根	鳥取 岡山 広島 山口
岡山	兵庫 鳥取 広島 香川
広島	島根 岡山 山口 愛媛
山口	島根 岡山 広島 福岡
徳島	兵庫 香川 愛媛 高知
香川	岡山 徳島 愛媛 高知
愛媛	広島 徳島 香川 高知
高知	広島 徳島 香川 愛媛
福岡	山口 佐賀 熊本 大分
佐賀	福岡 長崎 熊本 大分
長崎	福岡 佐賀 熊本 大分
熊本	福岡 大分 宮崎 鹿児島
大分	福岡 佐賀 熊本 宮崎
宮崎	福岡 熊本 大分 鹿児島
鹿児島	福岡 熊本 大分 宮崎
沖縄	福岡 熊本 宮崎 鹿児島

緊急消防
援助隊の
編成及び
施設の整
備等に係
る基本的
な事項に
関する計
画に統一

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

73 別表第4（出動準備都道府県¹隊）

災害発生都道府県	出 動 準 備 都 道 府 県 隊
北海道	山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川
青 森	北海道 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川
岩 手	北海道 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 山梨
宮 城	北海道 青森 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 山梨
秋 田	北海道 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川
山 形	北海道 青森 岩手 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 富山 石川
福 島	北海道 青森 岩手 秋田 茨城 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 富山 山梨
茨 城	青森 岩手 宮城 秋田 山形 群馬 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡
栃 木	青森 岩手 宮城 秋田 山形 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡
群 馬	岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 千葉 東京 神奈川 富山 山梨 静岡
埼 玉	岩手 宮城 秋田 山形 福島 栃木 神奈川 新潟 富山 山梨 長野 静岡
千 葉	岩手 宮城 秋田 山形 福島 栃木 群馬 新潟 山梨 長野 静岡 愛知
東 京	宮城 山形 福島 茨城 栃木 群馬 新潟 富山 長野 岐阜 静岡 愛知
神奈川	宮城 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 新潟 長野 岐阜 愛知 滋賀
新 潟	宮城 秋田 茨城 栃木 埼玉 千葉 東京 神奈川 富山 山梨 長野 静岡
富 山	群馬 埼玉 東京 神奈川 福井 山梨 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良
石 川	新潟 群馬 山梨 長野 静岡 愛知 三重 京都 大阪 奈良 和歌山 鳥取
福 井	新潟 富山 山梨 長野 静岡 愛知 三重 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取
山 梨	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 新潟 富山 石川 福井 岐阜 愛知 三重
長 野	栃木 茨城 埼玉 千葉 東京 神奈川 富山 石川 福井 静岡 愛知 三重
岐 阜	東京 神奈川 石川 山梨 静岡 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
静 岡	栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 石川 福井 岐阜 三重 滋賀 京都 大阪
愛 知	東京 神奈川 富山 石川 福井 山梨 長野 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
三 重	富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 京都 大阪 兵庫 徳島 香川
滋 賀	富山 石川 山梨 長野 静岡 愛知 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 徳島
京 都	富山 石川 岐阜 静岡 愛知 三重 奈良 和歌山 鳥取 徳島 香川
大 阪	石川 福井 岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀 鳥取 岡山 広島 徳島 香川
兵 庫	石川 福井 岐阜 愛知 三重 滋賀 奈良 和歌山 鳥取 岡山 徳島 香川
奈 良	富山 石川 福井 岐阜 静岡 愛知 滋賀 兵庫 鳥取 岡山 徳島 香川
和歌山	石川 福井 岐阜 静岡 愛知 滋賀 兵庫 鳥取 鳥根 岡山 徳島 香川
鳥 取	福井 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山 山口 徳島 香川 愛媛
鳥 根	愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀
岡 山	愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山 鳥根 山口 徳島 愛媛 福岡
広 島	大阪 兵庫 奈良 鳥取 徳島 香川 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分
山 口	兵庫 鳥取 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島
徳 島	滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山 鳥取 鳥根 岡山 広島 山口 福岡 佐賀
香 川	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 鳥根 広島 山口 福岡 佐賀
愛 媛	滋賀 京都 大阪 兵庫 鳥取 鳥根 岡山 山口 福岡 佐賀 長崎 大分
高 知	滋賀 京都 大阪 兵庫 鳥取 鳥根 岡山 山口 福岡 佐賀 長崎 大分
福 岡	兵庫 鳥取 鳥根 岡山 広島 徳島 香川 愛媛 高知 長崎 宮崎 鹿児島
佐 賀	兵庫 鳥取 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 宮崎 鹿児島
長 崎	兵庫 鳥取 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 宮崎 鹿児島
熊 本	兵庫 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長崎 沖縄
大 分	兵庫 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 長崎 鹿児島 沖縄
宮 崎	兵庫 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長崎 沖縄
鹿児島	兵庫 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長崎 沖縄
沖 縄	兵庫 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長崎 大分

別表第4（出動準備都道府県²隊）

災害発生都道府県	出 動 準 備 都 道 府 県 大 隊
北海道	山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川
青 森	北海道 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川
岩 手	北海道 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 山梨
宮 城	北海道 青森 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 山梨
秋 田	北海道 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川
山 形	北海道 青森 岩手 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 富山 山梨
福 島	北海道 青森 岩手 秋田 茨城 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 富山 山梨
茨 城	青森 岩手 宮城 秋田 山形 群馬 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡
栃 木	青森 岩手 宮城 秋田 山形 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡
群 馬	岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 千葉 東京 神奈川 富山 山梨 静岡
埼 玉	岩手 宮城 秋田 山形 福島 栃木 神奈川 新潟 富山 山梨 長野 静岡
千 葉	岩手 宮城 秋田 山形 福島 栃木 群馬 新潟 山梨 長野 静岡 愛知
東 京	宮城 山形 福島 茨城 栃木 群馬 新潟 富山 長野 岐阜 静岡 愛知
神奈川	宮城 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 新潟 長野 岐阜 愛知 滋賀
新 潟	宮城 秋田 茨城 栃木 埼玉 千葉 東京 神奈川 富山 山梨 長野 静岡
富 山	群馬 埼玉 東京 神奈川 福井 山梨 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良
石 川	新潟 群馬 山梨 長野 静岡 愛知 三重 京都 大阪 奈良 和歌山 鳥取
福 井	新潟 富山 山梨 長野 静岡 愛知 三重 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取
山 梨	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 新潟 富山 石川 福井 岐阜 愛知 三重
長 野	栃木 茨城 埼玉 千葉 東京 神奈川 富山 石川 福井 静岡 愛知 三重
岐 阜	東京 神奈川 石川 山梨 静岡 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
静 岡	栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 石川 福井 岐阜 三重 滋賀 京都 大阪
愛 知	東京 神奈川 富山 石川 福井 山梨 長野 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
三 重	富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 京都 大阪 兵庫 徳島 香川
滋 賀	富山 石川 山梨 長野 静岡 愛知 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 徳島
京 都	富山 石川 岐阜 静岡 愛知 三重 奈良 和歌山 鳥取 岡山 徳島 香川
大 阪	石川 福井 岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀 鳥取 岡山 広島 徳島 香川
兵 庫	石川 福井 岐阜 愛知 三重 滋賀 奈良 和歌山 鳥取 岡山 徳島 香川
奈 良	富山 石川 福井 岐阜 静岡 愛知 滋賀 兵庫 鳥取 岡山 徳島 香川
和歌山	石川 福井 岐阜 静岡 愛知 滋賀 兵庫 鳥取 鳥根 岡山 徳島 香川
鳥 取	福井 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山 山口 徳島 香川 愛媛
鳥 根	愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀
岡 山	愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山 鳥根 山口 徳島 愛媛 福岡
広 島	大阪 兵庫 奈良 鳥取 徳島 香川 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分
山 口	兵庫 鳥取 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島
徳 島	滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山 鳥取 鳥根 岡山 広島 山口 福岡 佐賀
香 川	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 鳥根 広島 山口 福岡 佐賀
愛 媛	滋賀 京都 大阪 兵庫 鳥取 鳥根 岡山 山口 福岡 佐賀 長崎 大分
高 知	滋賀 京都 大阪 兵庫 鳥取 鳥根 岡山 山口 福岡 佐賀 長崎 大分
福 岡	兵庫 鳥取 鳥根 岡山 広島 徳島 香川 愛媛 高知 長崎 宮崎 鹿児島
佐 賀	兵庫 鳥取 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 宮崎 鹿児島
長 崎	兵庫 鳥取 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 宮崎 鹿児島
熊 本	兵庫 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長崎 沖縄
大 分	兵庫 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 長崎 鹿児島 沖縄
宮 崎	兵庫 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長崎 沖縄
鹿児島	兵庫 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長崎 沖縄
沖縄	兵庫 鳥根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長崎 大分

緊急消防
援助隊の
編成及び
施設の整
備等に係
る基本的
な事項に
関する計
画に統一

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由																				
83	(略) 7 自衛隊災害派遣要請の概要 (1) 派遣形態 (略) 《災害派遣の形態のフロー》 (略)	(略) 7 自衛隊災害派遣要請の概要 (1) 派遣形態 (略) 《災害派遣の形態のフロー》← (略)	自衛隊法第83条第2項に沿った修正																				
84	(略) (8) 部隊等の活動内容 <table><tr><th>内 容</th><th>詳 細</th></tr><tr><td>被害状況の把握 (情報収集)</td><td>車両・航空機等、状況に適した手段による情報収集 広範囲：ヘリコプター映像伝送（東部方面航空隊） 詳 細：偵察隊、情報中隊の有するオートバイ</td></tr><tr><td>避難の援助</td><td>避難者の誘導・輸送等</td></tr><tr><td>被災者の捜索・救助</td><td>行方不明者等の捜索及び負傷者の救助</td></tr><tr><td>水防活動</td><td>堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・輸送・設置等</td></tr></table>	内 容	詳 細	被害状況の把握 (情報収集)	車両・航空機等、状況に適した手段による情報収集 広範囲：ヘリコプター映像伝送（東部方面航空隊） 詳 細：偵察隊、情報中隊の有するオートバイ	避難の援助	避難者の誘導・輸送等	被災者の捜索・救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助	水防活動	堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・輸送・設置等	(略) (8) 部隊等の活動内容 <table><tr><th>内 容</th><th>詳 細</th></tr><tr><td>被害状況の把握 (情報収集)</td><td>車両・航空機等、状況に適した手段による情報収集 広範囲：ヘリコプター映像伝送（東部方面航空隊） 詳 細：偵察隊、情報中隊の有するオートバイ</td></tr><tr><td>避難の援助</td><td>避難者の誘導・輸送等</td></tr><tr><td>遭難者等の捜索・救助</td><td>行方不明者等の捜索及び負傷者の救助</td></tr><tr><td>水防活動</td><td>堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・輸送・設置等</td></tr></table>	内 容	詳 細	被害状況の把握 (情報収集)	車両・航空機等、状況に適した手段による情報収集 広範囲：ヘリコプター映像伝送（東部方面航空隊） 詳 細：偵察隊、情報中隊の有するオートバイ	避難の援助	避難者の誘導・輸送等	遭難者等の捜索・救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助	水防活動	堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・輸送・設置等	防災基本計画に沿った修正
内 容	詳 細																						
被害状況の把握 (情報収集)	車両・航空機等、状況に適した手段による情報収集 広範囲：ヘリコプター映像伝送（東部方面航空隊） 詳 細：偵察隊、情報中隊の有するオートバイ																						
避難の援助	避難者の誘導・輸送等																						
被災者の捜索・救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助																						
水防活動	堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・輸送・設置等																						
内 容	詳 細																						
被害状況の把握 (情報収集)	車両・航空機等、状況に適した手段による情報収集 広範囲：ヘリコプター映像伝送（東部方面航空隊） 詳 細：偵察隊、情報中隊の有するオートバイ																						
避難の援助	避難者の誘導・輸送等																						
遭難者等の捜索・救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助																						
水防活動	堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・輸送・設置等																						

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

85	消 防 活 動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（注3）（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供） 【注3：消防防災航空隊がバケット（910L）×2、防災安全センターが水のう（700L）×4、東部方面特科連隊（県分を保管）がバンビバケット（5,000L）×2保有、バンビバケット（680L）×3を保有】	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（注3）（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供） 【注3：消防防災航空隊がバケット（910L）×2、防災安全センターが水のう（700L）×4、東部方面特科連隊（県分を保管）がバンビバケット（5,000L）×2保有、バンビバケット（680L）×3を保有】	防災基本計画に沿った修正
	道路や水路の障害物の除去	道路もしくは水路が破損又は障害物がある場合の啓開・除去	道路や水路の障害物の除去	
	応急医療・救護及び防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は通常関係機関が提供） 参考例：阪神・淡路大震災、東日本大震災時における避難所への巡回診療	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は通常関係機関が提供） 参考例：阪神・淡路大震災、東日本大震災時における避難所への巡回診療	
	<u>通 信 支 援</u>	<u>災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施</u>		
	人員及び物資の緊急輸送	被災者等の怪我人、及び救急患者等の患者空輸及びトラック又は航空機を利用した物資輸送	人員及び物資の緊急輸送	
	<u>炊飯及び給水</u>	<u>炊飯及び給水の支援</u>	<u>給食、給水及び入浴支援</u>	
	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る。）	物資の無償貸与又は譲与	
	危険物の保安又は除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び不発弾等の危険物の保安処置及び除去	危険物の保安又は除去	
	そ の 他	その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対応可能なもの	そ の 他	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由				
93	(略) 8 広域応援体制に必要となる防災活動拠点 (2) 防災活動拠点の防災機能強化 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点について、災害時の利用形態を想定し、必要に応じ防災機能の強化を図る。	(略) 8 広域応援体制に必要となる防災活動拠点 (2) 防災活動拠点の防災機能強化 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点について、災害時の利用形態を想定し、必要に応じ防災機能の強化を図る。 <u>また、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な活動拠点としての機能強化に努めるものとする。</u>	防災基本計画に沿った修正				
96	(略) 第2節 災害関係情報等の受伝達 1 防災気象情報の受理、伝達 (1) 甲府地方气象台が発表する防災気象情報 (ウ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布） <table><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td><u>洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u></td></tr></table>	流域雨量指数の予測値	<u>洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u>	(略) 第2節 災害関係情報等の受伝達 1 防災気象情報の受理、伝達 (1) 甲府地方气象台が発表する防災気象情報 (ウ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布） <table><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td><u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u></td></tr></table>	流域雨量指数の予測値	<u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u>	山梨県水防計画の修正に伴う修正
流域雨量指数の予測値	<u>洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u>						
流域雨量指数の予測値	<u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u>						
100	(略) (3) 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む）及び笛吹川洪水予報） イ 洪水予報実施区間 富士川（釜無川を含む） 韮崎市の武田橋_____から海まで 笛吹川 山梨市の岩手橋_____から富士川合流点まで (略)	(略) (3) 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む）及び笛吹川洪水予報） イ 洪水予報実施区間 富士川（釜無川を含む） 韮崎市の武田<u>上流端</u>から海まで 笛吹川 山梨市の岩手<u>上流端</u>から富士川合流点まで (略)	区間修正				

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第１編 総則 ～ 第２編 一般災害編）

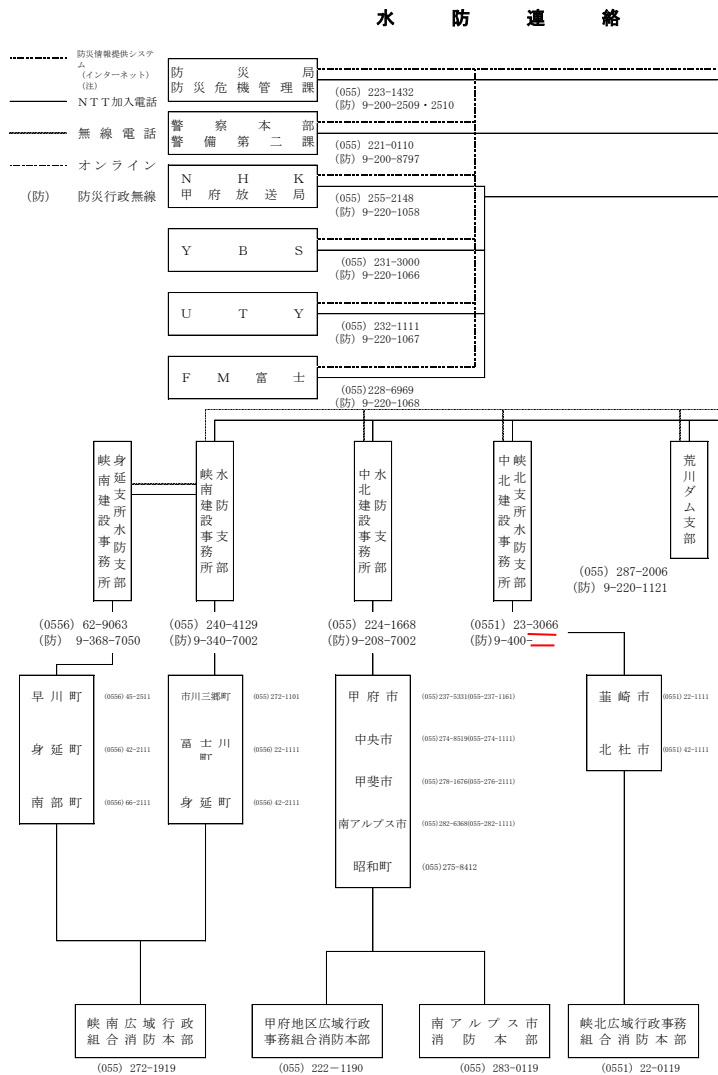
本編頁数	旧	新	改正理由
102	３ 被害情報の収集伝達 (4) 被害情報の収集・連絡 (略) ・市町村等は、早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローン等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。 (略)	３ 被害情報の収集伝達 (4) 被害情報の収集・連絡 (略) ・市町村等は、早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローンや高所監視カメラ等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。 (略)	防災基本計画に伴う修正
103	(6) 報告の種類・様式 ウ 他の法令に基づく被害報告 ③ 厚生労働省通達に基づく水道の被害報告(衛生業務班) (略)	(6) 報告の種類・様式 ウ 他の法令に基づく被害報告 ③ 国土交通省通達に基づく水道の被害報告(衛生業務班、下水道班) (略)	水道法の所管移管に伴う修正
121	第４節 水防対策 ２ 県の水防組織 (略) 水防本部長 指揮監 副指揮監 指揮班 班長 副班長 指揮監付 知事 県土整備部長 県土整備部理事 県土整備部技監 治水課長 砂防課長 県土整備部次長 県土整備部総括技術審査監 県土整備総務課長 景観づくり推進室長 建設業対策室長 用地課長 技術管理課長 道路整備課長 高速道路推進課長 道路管理課長 都市計画課長 下水道室長 建築住宅課長 住宅対策室長 営繕課長 新環状道路建設事務所長 中部横断自動車道推進事務所長 流域下水道事務所長 各建設事務所長 各ダム管理事務所長 水防支部長 ダム支部長	第４節 水防対策 ２ 県の水防組織 (略) 水防本部長 指揮監 副指揮監 指揮班 班長 副班長 指揮監付 知事 県土整備部長 県土整備部理事 県土整備部技監 治水課長 砂防課長 県土整備部次長 県土整備部総括技術審査監 県土整備総務課長 景観づくり推進室長 建設業対策室長 用地課長 技術管理課長 道路整備課長 高速道路推進課長 道路管理課長 都市計画課長 下水道室長 建築住宅課長 住宅対策室長 営繕課長 新環状道路建設事務所長 中部横断自動車道推進事務所長 流域下水道事務所長 各建設事務所長 各ダム管理事務所長 水防支部長 ダム支部長	山梨県水防計画修正に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

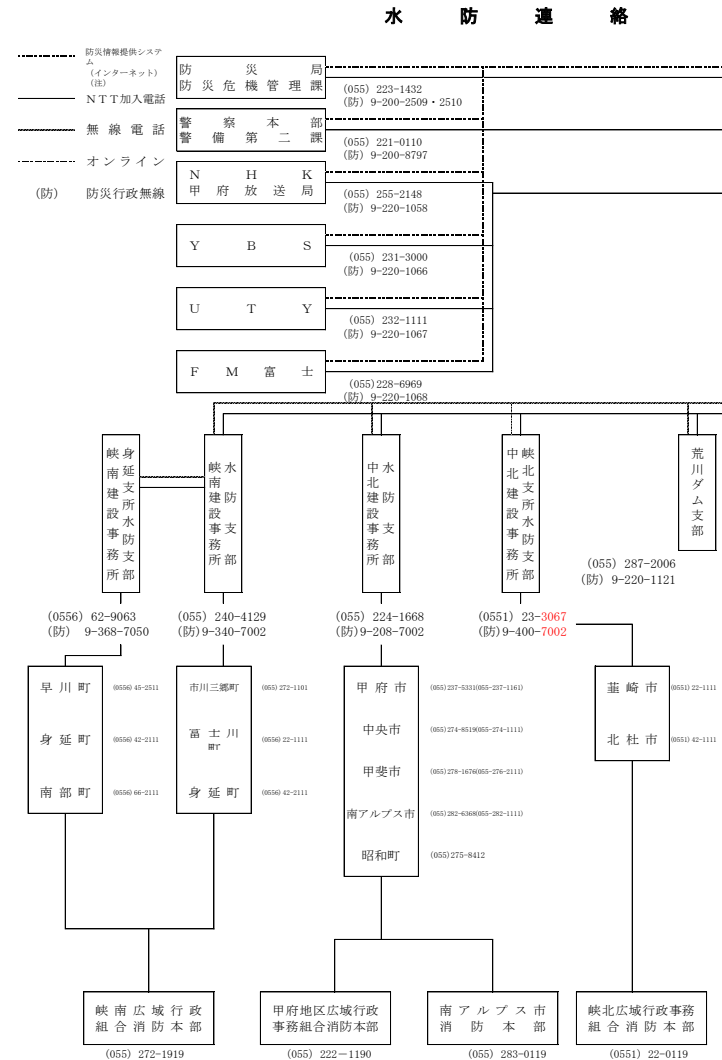
125

水防連絡通信網図



(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

水防連絡通信網図



(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

山梨県水
防計画修
正に伴う
修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

127

6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	実施区域	洪水予報基準地点
富士川 (釜無川を含む)	左 岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621番4地先 武田橋上流端から海まで 右 岸 山梨県韮崎市神山町 鍋山字釜無河原218番169地先 武田橋 上流端から海まで	船 山 橋 清 水 端 南 部

(略)

128

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	標 題	発表基準
「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報(氾濫水の予報)」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき (新設)
	「氾濫危険情報」	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき※ ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき (新設)

6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	実施区域	洪水予報基準地点
富士川 (釜無川を含む)	左 岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621番4地先 武田橋上流端から海まで 右 岸 山梨県韮崎市神山町 太字鍋山字釜無川河原 武田橋 上流端から海まで	船 山 橋 清 水 端 南 部

(略)

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	標 題	発表基準
「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報(氾濫水の予報)」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき ・ 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	「氾濫危険情報」	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき※ ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき ・ いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への 対応を求める

区域修正

山梨県水防計画修正に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数		旧		新		改正理由
						<u>段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当</u>
	「氾濫警戒情報」		・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） <u>(新設)</u>	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） <u>・ 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所 から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u>	
「洪水注意報(発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき <u>(新設)</u>	「洪水注意報(発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき <u>・ ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

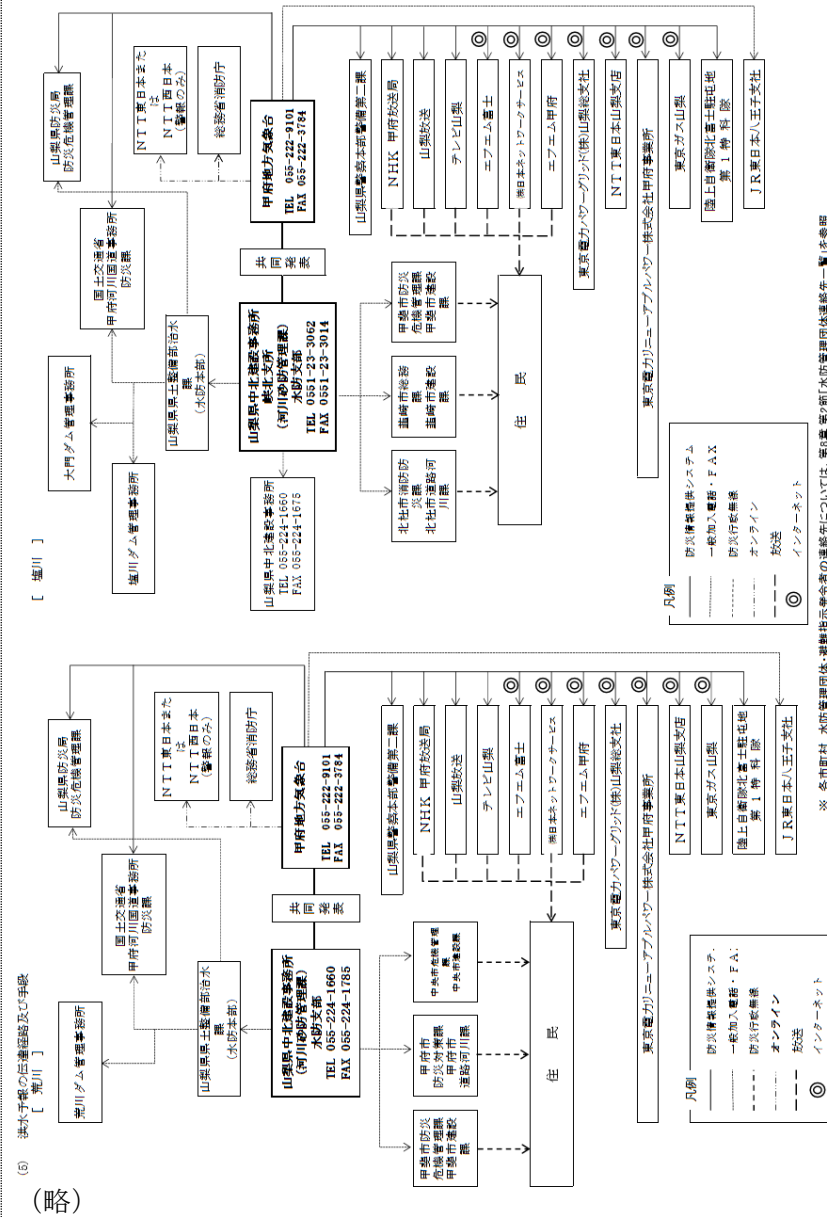
本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

129	(略) (5) 洪水予報の伝達経路及び手段 凡例 - 気象庁通信系 - オンライン - 加入電話 - 防災情報提供システム - 洪水予報等作成システム - 防災行政無線 - 専用電話	(略) (5) 洪水予報の伝達経路及び手段 凡例 - 気象庁通信系 - オンライン - 加入電話 - 防災情報提供システム - 洪水予報等作成システム - 防災行政無線 - 専用電話 山梨県水防計画修正に伴う修正
------------	--	--

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

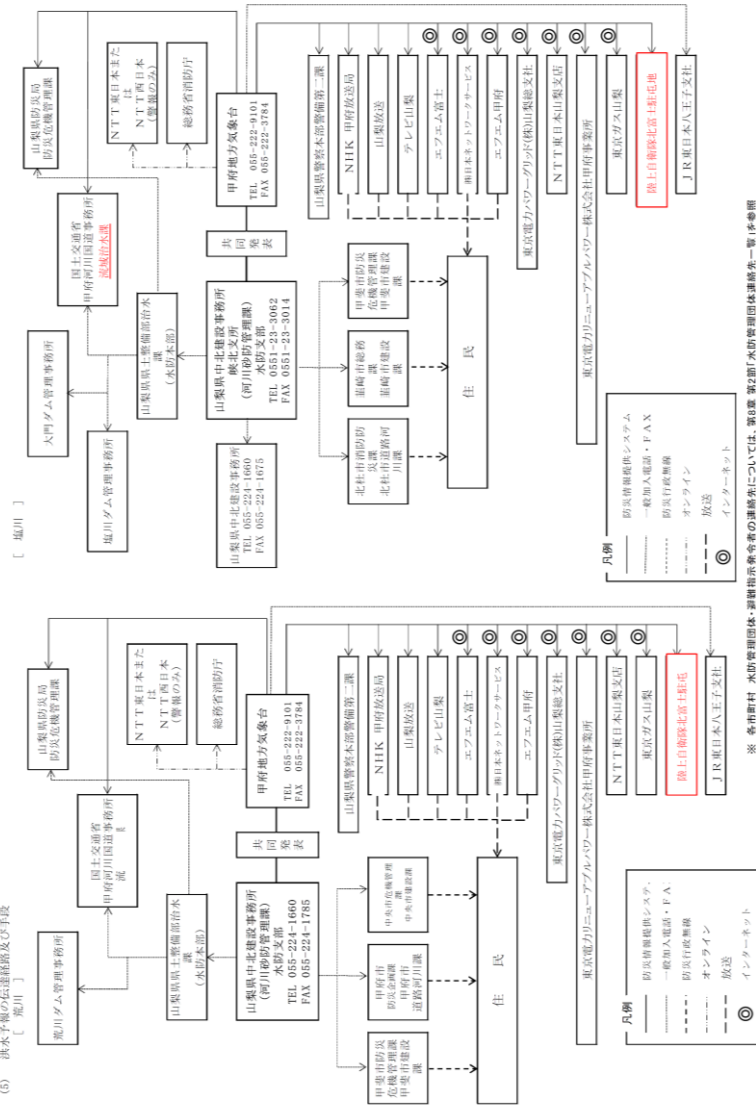
本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

132



※ 冬 市 水 道 本 部 表 示 特 許 證 持 有 者 等 公 道 の 認 定 年 次 につ いて は 道 新 水 道 法 第 四 十 一 條 一 項 を 参 照 。

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

水子報の伝達
「藝川」

※ 各市町村 水防管理図は、河川指示令第8章 第2節「水防管理図」を参照

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

133

8 国土交通省が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

○富士川水系

河川名	区域
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目4621番4地先武田橋から県境まで 右岸 山梨県韮崎市神山村 鍋山字釜無 河原 <u>218番169地</u> 先武田橋から県境まで
支 川 塩 川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 山梨県韮崎市 <u>本町四丁目3125番</u> 地先塩川橋から幹川合流点まで
支 川 御勅使川	左岸 山梨県韮崎市龍岡町下條南割 <u>字西原596番11地</u> 先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地先御勅使川橋から幹川合流点まで
支 川 笛 吹 川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1地先岩手橋から幹川合流点まで 右岸 同県同市大字東字御堂淵453番地先岩手橋から幹川合流点まで
小 支 川 重 川	左岸 山梨県山梨市大字一町田中地先重川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県同市大字下石森地先重川橋から笛吹川合流点まで
小 支 川 日 川	左岸 山梨県笛吹市一宮町大字田中地先日川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県山梨市大字一町田中地先日川橋から笛吹川合流点まで
支 川 早 川	左岸 山梨県南巨摩郡身延町大字遅沢地先 <u>2</u> 早川橋から幹川合流点まで 右岸 同県同郡身延町大字栗倉地先早川橋から幹川合流点まで

8 国土交通省が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

○富士川水系

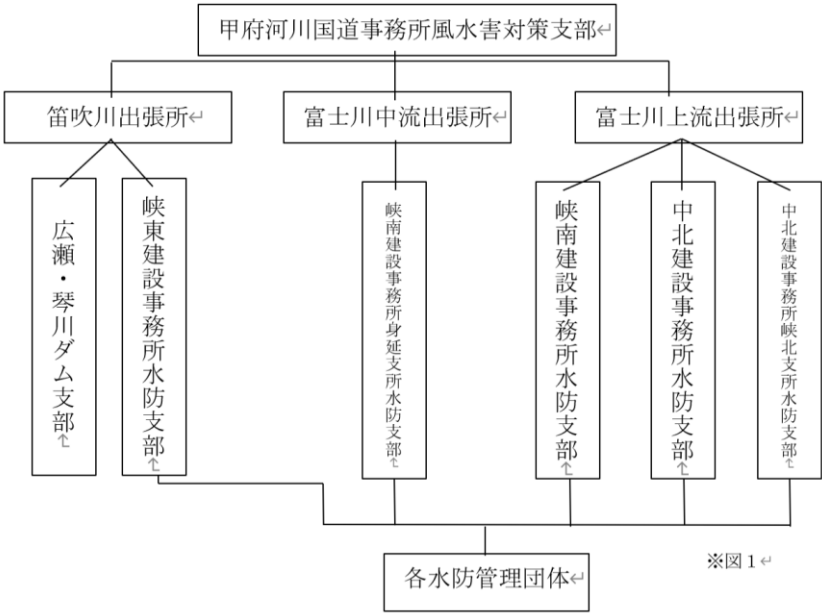
河川名	区域
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目4621番4地先武田橋から県境まで 右岸 山梨県韮崎市神山村 <u>大字</u> 鍋山字釜無 <u>川</u> 河原 <u> </u> 武田橋から県境まで
支 川 塩 川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 山梨県韮崎市 <u> </u> <u>岩下</u> 地先塩川橋から幹川合流点まで
支 川 御勅使川	左岸 山梨県韮崎市龍岡町下條南割 <u> </u> 地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地先御勅使川橋から幹川合流点まで
支 川 笛 吹 川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪 1233-1 地先岩手橋から幹川合流点まで 右岸 同県同市大字東字御堂淵 453 番地先岩手橋から幹川合流点まで
小 支 川 重 川	左岸 山梨県山梨市大字一町田中地先重川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県同市大字下石森地先重川橋から笛吹川合流点まで
小 支 川 日 川	左岸 山梨県笛吹市一宮町大字田中地先日川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県山梨市大字一町田中地先日川橋から笛吹川合流点まで
支 川 早 川	左岸 山梨県南巨摩郡身延町大字遅沢地先 <u> </u> 早川橋から幹川合流点まで 右岸 同県同郡身延町大字栗倉地先早川橋から幹川合流点まで

関東地方整備局修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

134 (3) 水防警報の伝達経路及び手段
イ 水防警報連絡系統図（協力形）



(略)

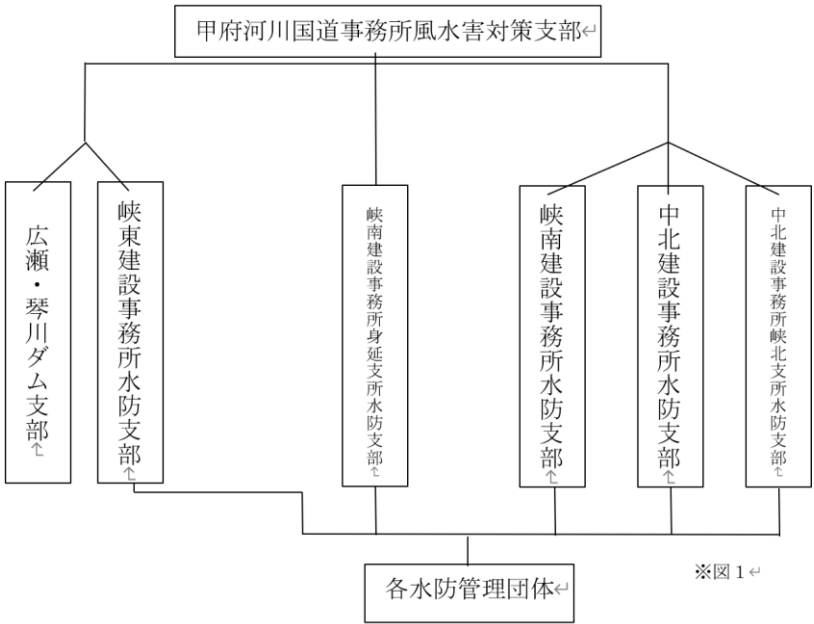
9 山梨県が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

(略)

137	相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻 <u>1 4 2 1 番 2</u> <u>5</u> 地先から上野原市上野原字境川 1 4 番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻 1 4 6 5 番 <u>1</u> 地先から上野原市鶴島字廻り戸 1 3 1 番 2 地先まで
-----	-----	----	--

(3) 水防警報の伝達経路及び手段
イ 水防警報連絡系統図（協力形）



(略)

9 山梨県が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

(略)

相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻 <u>1 4 6 5 番 1</u> <u>1</u> 地先から上野原市上野原字境川 1 4 番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻 1 4 6 5 番 <u>2</u> 地先から上野原市鶴島字廻り戸 1 3 1 番 2 地先まで
-----	----	--

連絡系統
修正に伴
う修正

山梨県水
防計画修
正に伴う
修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第 1 編 総則 ～ 第 2 編 一般災害編）

本編頁数		旧		新		改正理由	
144		宮川	左岸 富士吉田市 <u>松山字下水之入 1 8 7 7 番</u> 地先から富士吉田市富士見六丁目 5 9 4 4 番 1 地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字 <u>下り山 4 6 2 7 番</u> 地先から富士吉田市下吉田東四丁目 4 6 9 1 番 1 地先まで	宮川	左岸 富士吉田市 <u>上吉田字下り山堀向 4 9 0 7 番 5</u> 地先から富士吉田市富士見六丁目 5 9 4 4 番 1 地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字 <u>立石 4 9 1 9 番 2</u> 地先から富士吉田市下吉田東四丁目 4 6 9 1 番 1 地先まで	山梨県水防計画修正に伴う修正	
	(略)		(略)				
	1 1 県が行う水位到達情報の通知 (1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域 (略)		1 1 県が行う水位到達情報の通知 (1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域 (略)				
145	相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻 <u>1 4 2 1 番 2 5</u> 地先から上野原市上野原字境川 1 4 番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻 1 4 6 5 番 <u>1</u> 地先から上野原市鶴島字廻り戸 1 3 1 番 2 地先まで	相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻 <u>1 4 6 5 番 1</u> 地先から上野原市上野原字境川 1 4 番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻 1 4 6 5 番 <u>2</u> 地先から上野原市鶴島字廻り戸 1 3 1 番 2 地先まで	
		宮川	左岸 富士吉田市 <u>松山字下水之入 1 8 7 7 番</u> 地先から富士吉田市富士見六丁目 5 9 4 4 番 1 地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字 <u>下り山 4 6 2 7 番</u> 地先から富士吉田市下吉田東四丁目 4 6 9 1 番 1 地先まで		宮川	左岸 富士吉田市 <u>上吉田字下り山堀向 4 9 0 7 番 5</u> 地先から富士吉田市富士見六丁目 5 9 4 4 番 1 地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字 <u>立石 4 9 1 9 番 2</u> 地先から富士吉田市下吉田東四丁目 4 6 9 1 番 1 地先まで	
154	(略)		(略)				
	第 7 節 原子力災害応急対策 1 情報の収集及び連絡体制の確立 (1) 警戒事態発生後 静岡県 <u>内</u> で震度 6 弱以上の地震が発生するなど原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、県内市町村等に連絡する。 (略)		第 7 節 原子力災害応急対策 1 情報の収集及び連絡体制の確立 (1) 警戒事態発生後 静岡県 <u>御前崎市</u> で震度 6 弱以上の地震が発生するなど原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、県内市町村等に連絡する。 (略)		原子力災害対策指針に沿った修正		

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第 1 編 総則 ～ 第 2 編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
157	第 8 節 緊急輸送対策 (3) 輸送力の確保 オ 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保 県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。 <u>(新設)</u> (略)	第 8 節 緊急輸送対策 (3) 輸送力の確保 オ 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保 県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。 <u>また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u> (略)	地震部会報告に伴う修正
162	第 9 節 交通対策 4 緊急通行車両の確認 (2) 緊急通行車両の確認 <u>(新設)</u> (略)	第 9 節 交通対策 4 緊急通行車両の確認 (2) 緊急通行車両の確認 <u>ウ 緊急通行車両確認標章等の交付についての周知</u> <u>県公安委員会及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることに</u> <u>ついて、周知及び普及を図るものとする。</u> (略)	防災基本計画修正に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

165

第10節 災害救助法による救助

2 災害救助法の適用基準

(2) 県内市町村適用基準一覧表(平27年国勢調査)

市町村名	人口	適用基準世帯	市町村名	人口	適用基準世帯
甲府市	193,125人	100世帯	早川町	1,068	30
富士吉田市	49,003	60	身延町	12,669	40
都留市	32,002	60	南部町	8,067	40
山梨市	35,141	60	富士川町	15,294	50
大月市	25,419	50	昭和町	19,505	50
韭崎市	30,680	60	道志村	1,743	30
南アルプス市	70,828	80	西桂町	4,342	30
北杜市	45,111	60	忍野村	8,968	40
甲斐市	74,386	80	山中湖村	5,208	40
笛吹市	69,559	80	鳴沢村	2,921	30
上野原市	24,805	50	富士河口湖町	25,329	50
甲州市	31,671	60	小菅村	726	30
中央市	31,124	60	丹波山村	563	30
市川三郷町	15,673	50			

(略)

166

5 災害救助法による救助

(1) 避難

ウ 避難所設置の方法

① 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置

する。

167

(略)

オ 費用

1人1日当たり 340円以内

(略)

(2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

ア 応急仮設住宅の供与

第10節 災害救助法による救助

2 災害救助法の適用基準

(2) 県内市町村適用基準一覧表(令和2年国勢調査)

市町村名	人口	適用基準世帯	市町村名	人口	適用基準世帯
甲府市	189,591	100	早川町	1,098	30
富士吉田市	46,530	60	身延町	10,663	40
都留市	31,016	60	南部町	7,156	40
山梨市	33,435	60	富士川町	14,219	40
大月市	22,512	50	昭和町	20,909	50
韭崎市	29,067	50	道志村	1,607	30
南アルプス市	69,459	80	西桂町	4,041	30
北杜市	44,053	60	忍野村	9,237	40
甲斐市	75,313	80	山中湖村	5,179	40
笛吹市	66,947	80	鳴沢村	2,824	30
上野原市	22,669	50	富士河口湖町	26,082	50
甲州市	29,237	50	小菅村	684	30
中央市	31,216	60	丹波山村	530	30
市川三郷町	14,700	40			

(略)

5 災害救助法による救助

(1) 避難

ウ 避難所設置の方法

① 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置することその他の適切な方法により開設する。

(略)

オ 費用

1人1日当たり 350円以内

(略)

(2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

ア 応急仮設住宅の供与

時点修正

山梨県災害救助法施行細則の改正に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

167

(c) 費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり 677万5千円 以内の額とする。

(略)

168

(3) 炊き出しその他による食品の給与

エ 費用

1人1日 1,230 円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

(略)

(4) 生活必需品の給与又は貸与

ウ 給与(貸与)費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>
	冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>56,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>
半壊 半焼 床上浸水	夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>
	冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>	<u>3,700</u>

(略)

169

(8) 障害物の除去

イ 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備 考
災害発生の日 から 10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>138,700</u> 円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等

(略)

(c) 費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり 688万3千円 以内の額とする。

(略)

(3) 炊き出しその他による食品の給与

エ 費用

1人1日 1,330 円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

(略)

(4) 生活必需品の給与又は貸与

ウ 給与(貸与)費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	<u>19,800</u>	<u>25,400</u>	<u>37,700</u>	<u>45,000</u>	<u>57,000</u>	<u>8,300</u>
	冬	<u>32,800</u>	<u>42,400</u>	<u>59,000</u>	<u>69,000</u>	<u>87,000</u>	<u>12,000</u>
半壊 半焼 床上浸水	夏	<u>6,500</u>	<u>8,700</u>	<u>13,000</u>	<u>15,900</u>	<u>20,000</u>	<u>2,800</u>
	冬	<u>10,400</u>	<u>13,600</u>	<u>19,400</u>	<u>23,000</u>	<u>29,000</u>	<u>3,800</u>

(略)

(8) 障害物の除去

イ 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備 考
災害発生の日 から 10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>140,000</u> 円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等

(略)

山梨県災害救助法施行細則の改正に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

170

(10) 死体の処理

エ 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり <u>3,500</u> 円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり <u>5,500</u> 円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

(略)

(11) 死体の埋葬

エ 費用の限度額

大人(12才以上)	小人(12才未満)	備考
1体当たり <u>219,100</u> 円以内	1体当たり <u>175,200</u> 円以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む

(略)

(12) 教科書等学用品の給与

イ 給与の品目、期間及び費用

品目	期間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,800</u> 円以内

(10) 死体の処理

エ 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり <u>3,600</u> 円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり <u>5,700</u> 円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

(略)

(11) 死体の埋葬

エ 費用の限度額

大人(12才以上)	小人(12才未満)	備考
1体当たり <u>226,100</u> 円以内	1体当たり <u>180,800</u> 円以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む

(略)

(12) 教科書等学用品の給与

イ 給与の品目、期間及び費用

品目	期間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり <u>5,200</u> 円以内

山梨県災害救助法施行細則の改正に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数		旧		新		改正理由			
172	<table><tr><td>通学用品</td><td>災害発生の日から 15 日以内</td><td>中学校生徒 1 人当たり <u>5,100</u> 円以内 高等学校等生徒 1 人当たり <u>5,600</u> 円以内</td></tr></table> (略) 第 1 1 節 避難、救援対策 (3) 市町村の避難計画 (略) イ 避難所の選定基準等 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症</u>を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において避難者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。	通学用品	災害発生の日から 15 日以内	中学校生徒 1 人当たり <u>5,100</u> 円以内 高等学校等生徒 1 人当たり <u>5,600</u> 円以内	<table><tr><td>通学用品</td><td>災害発生の日から 15 日以内</td><td>中学校生徒 1 人当たり <u>5,500</u> 円以内 高等学校等生徒 1 人当たり <u>6,000</u> 円以内</td></tr></table> (略) 第 1 1 節 避難、救援対策 (3) 市町村の避難計画 (略) イ 避難所の選定基準等 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において避難者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u>	通学用品	災害発生の日から 15 日以内	中学校生徒 1 人当たり <u>5,500</u> 円以内 高等学校等生徒 1 人当たり <u>6,000</u> 円以内	防災基本計画修正に伴う修正
	通学用品	災害発生の日から 15 日以内	中学校生徒 1 人当たり <u>5,100</u> 円以内 高等学校等生徒 1 人当たり <u>5,600</u> 円以内						
通学用品	災害発生の日から 15 日以内	中学校生徒 1 人当たり <u>5,500</u> 円以内 高等学校等生徒 1 人当たり <u>6,000</u> 円以内							
173	(略) ○ 指定避難所 被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市町村長が指定するもの。 ・指定避難所における被災者の 1 人当りの必要面積は、<u>2</u>㎡以上とする。 (略) ・災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。	(略) ○ 指定避難所 被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市町村長が指定するもの。 ・指定避難所における被災者の1人当りの必要面積は、<u>3.5</u>㎡以上とする。 (略) ・災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。	避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針改定に伴う修正						

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

[illegible]

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
174	等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や<u>栄養</u>状態の把握に努め、 必要な措置を講じるよう努める。 また 避難所における家庭動物のための <u>スペースの確保</u> に努める 。 ・市町村は、指定避難所における <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 （略） ・市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （略） ・県は、被災市町村へ避難所運営の応援職員を派遣する仕組みを整える。	等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や<u>衛生</u>状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、</u>必要な措置を講じるよう努める。 <u>さらに、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u> ・市町村は、指定避難所における <u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> （略） ・市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 <u>・市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> <u>・市町村は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</u> （略） ・県は、被災市町村へ避難所運営の応援職員を派遣する仕組みを整える。	防災基本計画修正に伴う修正 防災基本計画修正に伴う修正 地震部会報告に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
175	<u>（新設）</u>	・市町村（都道府県）は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。	防災基本計画修正に伴う修正
175	<u>（新設）</u>	・市町村（都道府県）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	
175	<u>（新設）</u>	・市町村（都道府県）は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。	防災基本計画修正に伴う修正
	（略）	（略）	
179	3 医療対策 <医療機関の医療救護体制> (イ) 地域災害拠点病院 医療圏ごとに1～2病院を指定 ①市立甲府病院 ②山梨厚生病院 ③笛吹中央病院 ④富士川病院 ⑤白根徳洲会病院 ⑥韮崎市立病院 ⑦富士吉田市立病院 ⑧大月市立中央病院 ⑨都留市立病院 _____ （略） (ア) 基幹災害支援病院 <u>①山梨大学医学部附属病院</u> <u>②山梨赤十字病院</u> （略）	3 医療対策 <医療機関の医療救護体制> (イ) 地域災害拠点病院 医療圏ごとに1～2病院を指定 ①市立甲府病院 ②山梨厚生病院 ③笛吹中央病院 ④富士川病院 ⑤白根徳洲会病院 ⑥韮崎市立病院 ⑦富士吉田市立病院 ⑧大月市立中央病院 ⑨都留市立病院 <u>⑩山梨大学医学部附属病院</u> （略） (ア) 基幹災害支援病院 _____ <u>山梨赤十字病院</u> （略）	災害拠点病院新規指定に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

186

■ 災害拠点病院等医療機関一覧				
◇ 基幹災害拠点病院				
病院名等	一般病床数 (床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail
県立中央病院 甲府市富士見1-1-1	622			
◇ 基幹災害支援病院				
病院名等	一般病床数 (床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail
山梨大学医学部附属病院 中央市下河東1110	578			
山梨赤十字病院 富士河口湖町船津6663-1	224			
◇ 地域災害拠点病院				
病院名等	一般病床数 (床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail
甲府市立甲府病院 甲府市増坪町366	402			
白根徳洲会病院 南アルプス市西野2294-2	199			
韮崎市立病院 韮崎市本町3-5-3	137			
山梨厚生病院 山梨市落合860	293			
笛吹中央病院 笛吹市石和町四日市場47-1	150			
峡南医療センター富士川病院 富士川町鯉沢340-1	154			
富士吉田市立病院 富士吉田市上吉田東7-11-1	254			
大月市立中央病院 大月市大月町花咲1225	88			
都留市立病院 都留市つる5-1-55	140			

※ この他、地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

■ 災害拠点病院等医療機関一覧				
◇ 基幹災害拠点病院				
病院名等	一般病床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail
県立中央病院 甲府市富士見1-1-1	622			
◇ 基幹災害支援病院				
病院名等	一般病床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail
山梨赤十字病院 富士河口湖町船津6663-1	224			
◇ 地域災害拠点病院				
病院名等	一般病床数(床)	電話 (防災電話)	FAX	E-mail
市立甲府病院 甲府市増坪町366	393			
白根徳洲会病院 南アルプス市西野2294-2	145			
韮崎市立病院 韮崎市本町3-5-3	137			
山梨大学医学部附属病院 中央市下河東1110	578			
山梨厚生病院 山梨市落合860	293			
笛吹中央病院 笛吹市石和町四日市場47-1	150			
峡南医療センター企業団 富士川病院 富士川町鯉沢340-1	154			
富士吉田市立病院 富士吉田市上吉田6530	256			
大月市立中央病院 大月市大月町花咲1225	151			
都留市立病院 都留市つる5-1-55	140			

※ この外地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

187

◇ 地域災害支援病院		電話 衛星携帯電話	FAX
病院名等			
甲府	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	甲府市天神町11-35	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院	甲府市朝日3-8-31	
	甲府共立病院	甲府市宝1-9-1	
	貴川整形外科病院	甲府市新田町10-26	
中北	武川病院	昭和町飯喰1227	
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440	
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150	
	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287	
	高原病院	南アルプス市荻沢255	
	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340	
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750	
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773	
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954	
	恵信 重 崎相互病院	韮崎市一ツ谷1865-1	
峡東	加納岩総合病院	山梨市上神内川1309	
	塩山市民病院	甲州市塩山西広門田433-1	
	甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼950	
	山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平302-2	
	富士温泉病院	笛吹市春日居町小松1177	
	甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場2031	
	石和温泉病院	笛吹市石和町八田330-5	
	石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623	
	一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井1745	
	峡南医療センター企業団 市川三郷病院	市川三郷町市川大門428-1	
峡南	飯富病院	身延町飯富1628	
	身延山病院	身延町梅平2483	
	峡南病院	富士川町殿沢1806	
	しもべ病院	身延町下部1063	
	上野原市立病院	上野原市上野原3504-3	

◇ 地域災害支援病院

病院名等		電話 衛星携帯電話	FAX
甲府	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	甲府市天神町11-35	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院	甲府市朝日3-8-31	
	甲府共立病院	甲府市宝 1-9-1	
	貴川整形外科病院	甲府市新田町10-26	
中北	武川病院	昭和町飯喰1227	
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440	
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150	
	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287	
	高原病院	南アルプス市荻沢255	
	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340	
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750	
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773	
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954	
	恵信重崎病院	韮崎市一ツ谷1865-1	
峡東	加納岩総合病院	山梨市上神内川1309	
	塩山市民病院	甲州市塩山西広門田433-1	
	甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼950	
	山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平302-2	
	富士温泉病院	笛吹市春日居町小松1177	
	甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場2031	
	石和温泉病院	笛吹市石和町八田330-5	
	石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623	
	一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井1745	
	峡南医療センター企業団 市川三郷病院	市川三郷町市川大門428-1	
峡南	飯富病院	身延町飯富1628	
	身延山病院	身延町梅平2483	
	峡南病院	富士川町殿沢1806	
	しもべ病院	身延町下部1063	
	上野原市立病院	上野原市上野原3504-3	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
193	6 生活必需物資等の救援対策 被災者の生活の維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給 <u>配分</u>を行えるよう、県、市町村及び関係機関は <u>その備蓄する物資・資機材の供給に</u> <u>関し</u> <u>相互に協力するよう努める。</u> なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する <u>燃料</u> <u>具や</u> <u>など</u> <u>実情を考慮するとともに、要配慮者</u> <u>ニーズや</u> <u>男女のニーズの違いに配慮する</u>。 (1) 実施機関 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	6 生活必需物資等の救援対策 被災者の生活の維持のために必要な <u>食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に</u> 調達・確保し、ニーズに応じて供給・<u>分配</u>を行えるよう、県、市町村及び関係機関は、<u>その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、</u> 相互に協力するよう努める。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する <u>ものとする。</u> また、<u>避難所における冷暖房器具、感染症拡大防止に必要な物資、燃料、家庭動物の飼養に関する資材等も含めるなど被災地の</u> 実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する <u>ものとする。</u> (1) 実施機関 (略)	地震部会報告に伴う修正 防災基本計画修正に伴う修正
193		<u>カ 県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u> <u>キ 県及び市町村は、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</u> <u>ク 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の防災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u>	地震部会報告に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
195	7 飲料水確保対策 災害時における飲料水確保対策 (略)	7 飲料水確保対策 災害時における飲料水確保対策 (略)	水道法の 所管移管 に伴う修 正
196	10 石綿飛散防止対策 は<u>建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて、事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する</u>。 (略)	10 石綿飛散防止対策 <u>山梨県災害時における石綿飛散防止に係る対応マニュアルに基づき</u>、県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて、事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する<u>とともに、環境モニタリングを行う。</u> (略)	石綿飛散 防止に係 る対応マ ニュアル に沿った 修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

198

第12節廃棄物処理対策

表1.1 災害廃棄物処理における役割分担

	市町村等		県
	体制整備	廃棄物処理	
平時	- 組織体制の整備 - 協力・支援体制の整備 - 職員の教育訓練	- 一般廃棄物処理施設の強化 - し尿・避難所ごみ対策の検討 - 処分方法の検討(災害廃棄物発生量の推計) - 収集運搬体制の検討 - 仮置場の検討 - 住民等への啓発・広報	- 組織体制の整備 - 関係機関との連絡体制の整備 - 協力・支援体制の整備 - 職員の教育訓練 - 収集運搬体制の整備 - 仮置場候補地のリスト化(県有地) 取組状況の把握
初動準備対応	組織体制の確認	- 廃棄物処理施設の安全性の確認 - 仮置場の事前準備 - 住民への広報の準備	- 組織体制の確認 - 関係機関との連絡体制の確認 - 市町村等の準備状況の把握 国への報告
初動対応・発災後数日	体制整備・被害状況把握	- し尿・避難所ごみの処理 - 災害廃棄物の発生量の推計 - 仮置場の設置及び住民等への周知 - 収集運搬体制の整備	- 組織体制の整備 - 連絡体制の整備 - 関係機関等との調整 - 支援体制の整備 - 市町村間の調整支援 情報収集・ニーズの把握 国への報告
応急対応・発災後3ヶ月	関係機関等と連携した体制の整備	- 災害廃棄物処分方法の検討 - 災害廃棄物処理実行計画の策定 - 仮置場の管理・運営 - 環境対策・環境モニタリング - 損壊家屋等の撤去・解体 - 県への事務委託の検討	- 広域的な組織体制の整備(国、他都道府県) - 市町村より事務委託を受けた場合の仮置場設置の検討・調整 情報収集・ニーズの把握 国への報告
復旧・復興	状況に応じた体制の見直し	- 災害廃棄物の処理及び進行管理 - 仮設処理施設の設置判断 - 災害廃棄物処理に係る補助金申請手続き	災害廃棄物処理実行計画に基づく処理の進捗管理

第12節廃棄物処理対策

表1.1 災害廃棄物処理における役割分担

	市町村等		県
	体制整備	廃棄物処理	
平時	- 組織体制の整備 - 協力・支援体制の整備 - 職員の教育訓練	- 一般廃棄物処理施設の強化 - し尿・避難所ごみ対策の検討 - 処分方法の検討(災害廃棄物発生量の推計) - 収集運搬体制の検討 - 仮置場の検討 - 住民等への啓発・広報	- 組織体制の整備 - 関係機関との連絡体制の整備 - 支援・協力体制の整備 - 職員の教育訓練 - 収集運搬体制の整備 - 仮置場候補地のリスト化(県有地) 取組状況の把握
初動準備対応	組織体制の確認	- 廃棄物処理施設の安全性の確認 - 仮置場の事前準備 - 住民への広報の準備	- 組織体制の確認 - 関係機関との連絡体制の確認 - 市町村等の準備状況の把握 国への報告
初動対応・発災後数日	- 体制整備・被害状況把握 - 相互支援協定に基づく支援要請	- し尿・避難所ごみの処理 - 災害廃棄物の発生量の推計 - 仮置場の設置及び住民等への周知 - 収集運搬体制の整備	- 組織体制の整備 - 連絡体制の整備 - 関係機関等との調整 - 支援体制の整備 - 相互支援の協力依頼及び調整 情報収集・ニーズの把握 国への報告
応急対応・発災後3ヶ月	関係機関等と連携した体制の整備	- 災害廃棄物処分方法の検討 - 災害廃棄物処理実行計画の策定 - 仮置場の管理・運営 - 環境対策・環境モニタリング - 損壊家屋等の撤去・解体 - 県への事務委託の検討	- 広域的な組織体制の整備(国、他都道府県) - 市町村より事務委託を受けた場合の仮置場設置の検討・調整 情報収集・ニーズの把握 国への報告
復旧・復興	状況に応じた体制の見直し	- 災害廃棄物の処理及び進行管理 - 仮設処理施設の設置判断 - 災害廃棄物処理に係る補助金申請手続き	災害廃棄物処理実行計画に基づく処理の進捗管理

山梨県災害廃棄物処理計画に沿った修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

199

表1.1 災害廃棄物処理における役割分担

●市町村等の役割
・災害廃棄物は_____一般廃棄物であるため、主体となり処理を実施
●県の役割
・被災市町村等に対する災害廃棄物の処理に係る技術的支援
・県内における処理全体の進捗管理
・市町村単独での処理が困難な場合、地方自治法に基づく事務委託を受けて災害廃棄物を処理

(略)

表1.2 災害時に発生する廃棄物

種 類	内 容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ（容器包装ごみ、ダンボールなど）
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿_____
災害廃棄物	災害により家具や家電等の家財が廃棄物となった「片づけごみ」と損壊家屋の撤去等に伴い排出される「解体廃棄物」

出典：「災害廃棄物対策指針」

表1.3 災害廃棄物の種類

種 類	内 容
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの

表1.1 災害廃棄物処理における役割分担

●市町村等の役割
・災害廃棄物は、 <u>自然災害に起因して発生する</u> 一般廃棄物であるため、主体となり処理を実施
●県の役割
・被災市町村等に対する災害廃棄物の処理に係る技術的支援
・県内における処理全体の進捗管理
・市町村単独での処理が困難な場合、地方自治法に基づく事務委託を受けて災害廃棄物を処理

(略)

表1.2 災害時に発生する廃棄物

種 類	内 容
生活ごみ	家庭から排出される生活_____
避難所ごみ	避難所から排出される_____ごみ_____
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿、 <u>災害に伴って便槽に流入した汚水</u>
災害廃棄物	<u>住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される</u> 片付けごみと、損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物

出典：「災害廃棄物対策指針」

表1.3 災害廃棄物の種類

種 類	内 容
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの

山梨県災害廃棄物処理計画に沿った修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数		旧		新		改正理由
200	不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	山梨県災害廃棄物処理計画に沿った修正	
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど		
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等		
	廃家電	被災家屋から排出される家電４品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※ リサイクル可能なものは家電リサイクル法により再資源化する。	廃家電	被災家屋から排出される家電４品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※ リサイクル可能なものは家電リサイクル法により再資源化する。		
	小型家電	被災家屋から排出される家電４品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	小型家電/その他家電	被災家屋から排出される家電４品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの		
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など		
	有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、フロン類等の有害物質、医薬品類及び農薬類の有害廃棄物、太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等	有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存材使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類及び農薬類の有害廃棄物。太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等		
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車等 ※リサイクル可能なものは自動車リサイクル法により再資源化を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となるため、警察等と協議する。	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自動車 ※リサイクル可能なものは自動車リサイクル法により再資源化を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置き場等での保管方法や期間については警察等と協議する。		

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
200	その他適正処理 困難物 ピアノ、マットレス 、石こうボード等 出典：「災害廃棄物対策指針」 （略） 2 平時の廃棄物処理対策 （2）<u>協力・支援</u>体制の整備 ・県及び市町村は、災害廃棄物の処理について、県内における<u>協力・支援</u>体制を整備するとともに、大規模災害には、県域を越えた<u>処理</u>も想定されるため、平時<u>のうち</u>から広域な<u>相互協力体制</u>についても充実を図る。 ア <u>県内における協力・支援体制</u> 市町村は、平時から、近隣市町村等と廃棄物の処理に関する災害支援協定の締結に努める。 県は、<u>平時から</u>、市町村の災害廃棄物処理計画の内容を把握し、県の災害廃棄物処理計画と整合が図られるよう助言・支援するとともに、市町村<u>の災害廃棄物処理体制の整備に有用な情報を適宜市町村に提供する。</u> <u>（新設）</u> <u>イ</u> 民間事業者との協力体制 県及び市町村は、発災時の<u>スムーズ</u>な災害廃棄物処理に繋げるため、平時から民間事業者団体等と協定を締結し、協力体制を整備する。現在、県が災害廃棄物の処理及び障害物の除去について、関係団体と締結している協定における協力体制を図2.2に示す。 <u>ウ</u> 広域的な相互協力体制 （略） （4）災害廃棄物発生量の推計 ・市町村は、<u>次の事項を踏まえ、次に示す災害種別ごとの災害廃棄物の推計方法（地震は、表2.1、水害は表2.2）を基に災害廃棄物発生量</u>を把	その他適正処理 困難物 ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの、石こうボード、<u>廃船舶など</u> 出典：「災害廃棄物対策指針」 （略） 2 平時の廃棄物処理対策 （2）<u>支援・協力体制</u>の整備 ・県及び市町村等は、災害廃棄物の処理について、県内における<u>支援・協力体制</u>を整備するとともに、大規模な災害が発生した時には、県域を越えた<u>広域的な支援要請</u>も想定されるため、平時から広域的な<u>支援・協力体制を整備する必要がある。</u> ア <u>災害廃棄物処理計画改定等に対する支援</u> _____ _____ 県は、_____市町村等の災害廃棄物処理計画の内容を把握し、県の災害廃棄物処理計画と整合が図られるよう助言・支援するとともに、市町村等が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な支援を行う。 <u>イ</u> 県内における相互支援体制 市町村等は、<u>山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定に基づき、区域内の災害廃棄物渡欧の適正処理が困難になった市町村等に対して、県及びその他の市町村等は、その円滑な処理を確保するために相互支援を行う。また、県及び市町村等は相互支援が円滑に行われるよう、訓練等を通じて連携強化を図る。</u> <u>ウ</u> 民間事業者との協力体制 県及び市町村等は、発災時の<u>迅速</u>な災害廃棄物処理に繋げるため、平時から民間事業者団体等と協定を締結し、協力体制を整備する。現在、県が災害廃棄物の処理及び障害物の除去について、関係団体と締結している協定における協力体制を図2.2に示す。 <u>エ</u> 広域的な相互協力体制 （略） （4）災害廃棄物発生量の推計 ・市町村は、<u>次に示す災害廃棄物の推計方法を参考に、災害廃棄物発生量の推計を行う。</u>	山梨県災害廃棄物処理計画に沿った修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

202

握し、処分方法を検討する。

表2.1 災害廃棄物の発生量の推計方法【地震】

発生量（t）	被害棟数（棟）×①平均床面積（m ² /棟）×②発生原単位（t/m ² ）×③係数 【被害区分：全壊、半壊、焼失（木造・非木造）】			
種類別発生量	災害廃棄物発生量（t）×④災害廃棄物等の種類別割合			
①平均床面積	全壊	木造：127m ² /棟	RC造：1,454m ² /棟	
	半壊	S造：281m ² /棟	その他：102m ² /棟	
	焼失	木造：127m ² /棟	非木造：322m ² /棟	
②発生原単位	全壊	木造：0.696 t/m ²	RC造：1.107 t/m ²	
	半壊	S造：0.712 t/m ²	その他：0.838 t/m ²	
	焼失	木造：0.696 t/m ²	非木造：0.805 t/m ²	
③係数	全壊：1	半壊：0.2		
	焼失（木造）：0.66	焼失（非木造）：0.84		
④種類別割合	項目	全壊、半壊	火災（木造）	火災（非木造）
	可燃物（%）	18	0.1	0.1
	不燃物（%）	18	65	20
	コンクリートがら（%）	52	31	76
	金属くず ^a （%）	6.6	4	4
	柱角材（%）	5.4	0	0

- 平均床面積：「山梨県統計データバンク 市別構造別着工建築物」の平成22～平成26年度の建物の数、床面積から算出
- 発生原単位：「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」（平成9年3月 兵庫県）による
- 係数：「災害廃棄物対策指針 技術資料」による
- 種類別割合：「災害廃棄物対策指針 技術資料」南海トラフ巨大地震の想定（東日本大震災の処理実績に基づく種類別割合）による
- 焼失による木造・非木造別の被害想定を行っていない場合には、木造と非木造の割合を8対2（県内の建物のおおよその構造別割合）として算出する。

表2.2 水害による災害廃棄物の発生量の推計に用いる発生原単位

損壊種別	発生原単位
全壊	117 トン/棟
半壊	23 トン/棟
床上浸水	4.6 トン/世帯
床下浸水	0.62 トン/世帯

出典：災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14-2

表2.1 災害廃棄物の発生量の推計方法【全体量】

災害廃棄物全体量Y（t）	$Y(t) = Y1(t) + Y2(t)$ Y1：建物体体に伴い発生する災害廃棄物量（解体廃棄物発生量） Y2：建物体体以外に発生する災害廃棄物量（片付けごみ発生量） ※ Y2については、状況に応じて、「表2.9」の推計方法を活用することを検討する。
解体廃棄物発生量Y1（t）	$Y1(t) = (X1 + X2) \times a \times b1 + (X3 + X4) \times a \times b2$ 被害棟数（棟） X1、X2、X3、X4 添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊 a：解体災害廃棄物発生原単位（t/棟） $a = A1 \times a1 \times r1 + A2 \times a2 \times r2$ A1：木造床面積（m²/棟） 98.0 A2：非木造床面積（m²/棟） 204.6 a1：木造建物発生原単位（t/m²） 0.5 a2：非木造建物発生原単位（t/m²） 1.2 r1：解体棟数の構造割合（木造）（－） 90.3(%) r2：解体棟数の構造割合（非木造）（－） 9.7(%) b1：全壊建物体体率（－） 地震0.75、水害及び土砂災害0.5 b2：半壊建物体体率（－） 地震0.25、水害及び土砂災害0.1 ※ A1、A2、r1及びr2の右端の値は、山梨県における数値を掲載。 ※ 市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は、半壊建物体体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物体体率を修正することとする。
片付けごみ発生量Y2（t）	$Y2(t) = (X1 + X2) \times CP$ CP：片付けごみ及び公物量等発生原単位（t/棟） 地震53.5、水害30.3、土砂災害164

山梨県災害廃棄物処理計画に沿った修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由		
202	(新設)	表 2. 2 災害廃棄物の発生量の推計方法【片付けごみ発生量のみ】 <table><tr><td>片付けごみ発生量C (t)</td><td> 【地震】 $C(t) = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5) \times c$ 【水害】 $C(t) = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5 + X6 + X7) \times c$ 被害棟数(棟) X1、X2、X3、X4、X5、X6、X7 添え字 1:住家全壊、2:非住家全壊、3:住家半壊、4:非住家半壊 5:住家一部破損、6:床上浸水、7:床下浸水 c:片付けごみ発生原単位(t/棟) 地震2.5、水害及び土砂災害1.7 </td></tr></table> 参考:「災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14-2」	片付けごみ発生量C (t)	【地震】 $C(t) = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5) \times c$ 【水害】 $C(t) = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5 + X6 + X7) \times c$ 被害棟数(棟) X1、X2、X3、X4、X5、X6、X7 添え字 1:住家全壊、2:非住家全壊、3:住家半壊、4:非住家半壊 5:住家一部破損、6:床上浸水、7:床下浸水 c:片付けごみ発生原単位(t/棟) 地震2.5、水害及び土砂災害1.7	山梨県災害廃棄物処理計画に沿った修正
片付けごみ発生量C (t)	【地震】 $C(t) = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5) \times c$ 【水害】 $C(t) = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5 + X6 + X7) \times c$ 被害棟数(棟) X1、X2、X3、X4、X5、X6、X7 添え字 1:住家全壊、2:非住家全壊、3:住家半壊、4:非住家半壊 5:住家一部破損、6:床上浸水、7:床下浸水 c:片付けごみ発生原単位(t/棟) 地震2.5、水害及び土砂災害1.7				
204	(略)	(略)			
	3 発災後の災害廃棄物対応(初動対応)	3 発災後の災害廃棄物対応(初動対応)			
	(1) 組織体制の確立	(1) 組織体制の確立			
	・県及び被災市町村は職員の安否情報、参集(見込)状況を踏まえ、平時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。	・県及び市町村等は職員の安否情報、参集(見込)状況を踏まえ、平時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。			
	・県は、県災害対策本部にて廃棄物処理に係る体制(「統括部 建築物・廃棄物対策班」、「環境・エネルギー部 環境整備班」、「地方連絡本部 林務環境事務所」)を整備する。	・県は、県災害対策本部にて廃棄物処理に係る体制(「統括部 建築物・廃棄物対策班」、「環境・エネルギー部 環境整備班」、「地方連絡本部 林務環境事務所」)を整備する。			
206	(略)	(略)			
	4 発災後の災害廃棄物対応(応急対応)	4 発災後の災害廃棄物対応(応急対応)			
	(1) 災害廃棄物の処分	(1) 災害廃棄物の処理方法			
	・災害廃棄物は、種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。	・災害廃棄物は、種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。			
	・被災市町村は、災害廃棄物の処理はスピード(処理期間)と費用、リサイクルのバランスに留意し、総合的に処分方法を検討する。	・被災市町村は、災害廃棄物の処理はスピード(処理期間)と費用、リサイクルのバランスに留意し、総合的に処理方法を検討する。			
	(略)	(略)			
	(3) 環境対策・モニタリング	(3) 環境対策・モニタリング			
	・被災市町村は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音、振動、臭気、水質等のモニタリングを行い、被災後の状況を確認し、住民等へ情報の提供を行う。	・被災市町村は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気、騒音、振動、臭気、水質等のモニタリングを行い、被災後の状況を確認し、住民等へ情報の提供を行う。			
	(略)	(略)			

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

207

市町村等一般廃棄物処理施設一覧表

ごみ焼却施設一覧表

令和3年3月末現在												
設置主体	施設名	施設所在地	構 成 市 町 村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	燃焼形式	炉型式	炉数	排ガス 処理方式	建設工 期 (年度)	運転開始 年月	備 考	
1	富士吉田市	環境美化センター ごみ処理施設	富士吉田市小町見 三丁目11番32号	富士吉田市（西条町）（忍野村） （富士河口湖町） 1市2町1村	170 (85t/日)	全連続	ストーカ 灰溶融	2	BF	H12～14	H14.12	
2	上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原 8344	上野原市（小菅村）（丹波山村） 1市(2 村)	40 (20t/日)	機械化 バッチ	ストーカ	2	BF	H7～9	H9.10	
3	山中湖村	クリーンセンター	南都留郡山中湖村 早野506-507	山中湖村 1村	45 (22.5t/日)	機械化 バッチ	ストーカ	2	EP	H1～2	H3.4	
4	中巨摩地区広域事務組合	清掃センター	中央市一町畑 1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	270 (90t/日)	全連続	ストーカ	3	BF	H6～8	H9.2	
5	峡北広域行政事務組合	エコパーク たつおか	妻崎市豊岡町 下條南側1895	妻崎市 北杜市 甲斐市 3市	160 (80t/日)	全連続	キルン式 ガス化 溶融炉	2	BF	H12～14	H14.12	
6	峡南衛生組合	ごみ焼却場	西八代郡市川三郷町 鴨狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町（南都町） 3町(1町)	30 (15t/日)	機械化 バッチ	ストーカ	2	BF	H6～7	H8.4	
7	大月郡留広域事務組合	ごみ処理施設	大月市初狩町 中初狩3274	都留市 大月市（連志村） 2市(1村)	104 (52t/日)	全連続	ストーカ	2	BF	H12～14	H14.12	
8	甲府・峡東ごみ処理施設事務組合	ごみ処理施設	笛吹市埴川町寺尾 1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市	369 (123t/日)	全連続	流動床	3	BF	H26～ H28	H28.10	

粗大ごみ処理施設一覧表

令和3年3月末現在								
設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	選別数	建設工期 (年度)	運転開始 年月	備考
1 富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町 河口385	富士河口湖町 1町	5	併用	4	S62	S63.4	
2 中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	40	併用	4	S61～62	S62.1	

埋立処分施設一覧表

令和3年3月末現在									
設置主体名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	処理能力		処理方式		建設工期 (年度)	埋立終了 年度	備考
			埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立方式	浸出水 処理方式			
1 甲府市	甲府市小曲町 948-1	甲府市 1市	95,400m ³ (14,400㎡)	50m ³ /日	準好気性埋立	接触ばっ気法	S60～61	H7年度末	
2 甲府市	甲府市増坪町 710-3	甲府市（笛吹市(旧石和町)） 1市(1市)	47,900m ³ (12,870㎡)	40m ³ /日	準好気性埋立	回転円板	H4～5 埋立開始は H7年度から	H13.5	
3 甲府市	甲府市西高橋町 383	甲府市 1市	58,800m ³ (13,300㎡)	35m ³ /日	準好気性埋立	高度処理 (活性炭吸着、 キレート吸着)	H13～14 埋立開始は H15.5から	H22.3	
4 山梨県市町村総合事務組合	笛吹市埴川町寺尾 1246番1	山梨県内の全市町村	302,000m ³ (28,570㎡)	120m ³ /日	準好気性埋立	漏れ沈殿法 (下水道接続)	H26～	—	

市町村等一般廃棄物処理施設一覧表

ごみ焼却処理施設一覧表

令和6年5月現在												
設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	燃焼形式	炉型式	炉数	排ガス 処理方式	運転開始 年月	余熱利用		備考
										温水	発電	
1 富士吉田市	環境美化センター ごみ処理施設	富士吉田市小町 見三丁目11番32号	富士吉田市（西條町）（忍野村） （富士河口湖町） 1市(2町1村)	170	全連続	ストーカ 灰溶融	2	BF	H14.12	○	○	—
2 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原 8344	上野原市（小菅村）（丹波山村） 1市(2村)	40	機械化 バッチ	ストーカ	2	BF	H9.10	○	—	—
3 山中湖村	クリーンセンター	南都留郡山中湖村 早野506-507	山中湖村 1村	45	機械化 バッチ	ストーカ	2	EP	H3.4	—	—	—
4 中巨摩地区広域事務組合	清掃センター	中央市一町畑 1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	270	全連続	ストーカ	3	BF	H9.2	○	—	—
5 峡北広域行政事務組合	峡北広域 環境衛生センター	妻崎市豊岡町 下條南側1895	妻崎市 北杜市 甲斐市 3市	160	全連続	キルン式 ガス化 溶融炉	2	BF	H14.12	○	○	—
6 峡南衛生組合	ごみ焼却場	西八代郡市川三郷町 鴨狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町 南都町 4町	30	機械化 バッチ	ストーカ	2	BF	H8.4	—	—	—
7 大月郡留広域事務組合	クリーンセンター	大月市初狩町 中初狩3274	都留市 大月市（連志村） 2市(1村)	104	全連続	ストーカ 灰溶融	2	BF	H14.12	○	—	—
8 甲府・峡東地域ごみ処理 施設事務組合	クリーンセンター	笛吹市埴川町寺尾 字前川1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	369	全連続	流動床	3	BF	H28.10	○	○	—

※ 中央市の一部と埴川村は県外の民間焼却施設での処理

粗大ごみ処理施設一覧表

令和6年5月現在							
設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	選別数	運転開始 年月	備考
1 富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町 河口385	富士河口湖町 1町	5	併用	4	S63.4	—
2 中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	40	破砕	4	S62.1	—

埋立処分施設一覧表

令和6年5月現在									
設置主体名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	処理能力		処理方式		埋立開始 年月	埋立終了 年月	備考
			埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立構造	浸出水 処理方式			
1 甲府市	甲府市小曲町 948-1	甲府市 1市	95,400m ³ (14,400㎡)	50m ³ /日	準好気性埋立	接触ばっ気法	S61.9	H7.3	—
2 甲府市	甲府市増坪町 710-3	甲府市（笛吹市(旧石和町)） 1市(1市)	47,900m ³ (12,870㎡)	40m ³ /日	準好気性埋立	回転円板	H7.9	H13.5	—
3 甲府市	甲府市西高橋町 383	甲府市 1市	58,800m ³ (13,300㎡)	35m ³ /日	準好気性埋立	高度処理 (活性炭吸着、 キレート吸着)	H15.5	H22.3	—
4 山梨県市町村総合事務組合	笛吹市埴川町寺尾 1246番1	県内全市町村	302,000m ³ (28,570㎡)	120m ³ /日	準好気性埋立	アルカリ/薬液 沈殿法	H30.12	—	—

山梨県災害廃棄物
処理計画
に沿った
修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

208

資源化等を行う施設一覧表

令和3年3月末現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別数	建設工期 (年度)	稼働開始 年月	備考
1 富士吉田市	富士吉田市小明見三丁目11番32号	富士吉田市（西桂町）（忍野村） 1市(1町1村)	30	8	H12～14	H15.4	びん類を手選別後、破砕し選別
2 上野原市	上野原市上野原8344	上野原市（丹波山村）（小菅村） 1市(2村)	5	5	H18～19	H20.4	びん類を手選別後、破砕し選別
3 山中湖村	南都留郡山中湖村平野506・507	山中湖村 1村	9	5	H6～7	H7.4	びん類を手選別後、破砕し選別
4 峡北広域行政事務組合	荏碓市龍岡町下條南割1895	荏碓市 北杜市 甲斐市 3市	15	4	H16～17	H18.4	不燃物を破砕し選別
5 青木が原ごみ処理組合	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原514	富士河口湖町 鳴沢村 1町1村	10	5	S48～50	S50.4	びん類を手選別後、破砕し選別 アルミ・鉄を選別し圧縮
6 大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩3274	都留市 大月市（道志村） 2市(1村)	31	7	H12～14	H15.4	びん類を含め、破砕し選別
7 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440番地1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	30.6	2	H26～H28	H28.10	不燃ごみ、不燃性粗大ごみを破砕し選別
8 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440番地1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	6.4	1	H26～H28	H28.10	プラスチック製容器包装を圧縮梱包
9 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440番地1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	10	1	H26～H28	H28.10	紙製容器包装、ミックスペーパーの圧縮梱包
10 中央市	中央市浅利192	中央市 1市	9	1	R1	R1.10	汚泥・生ごみを堆肥化

資源化等を行う施設一覧表

令和6年5月現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別数	稼働開始 年月	備考
1 富士吉田市	富士吉田市小明見三丁目11番32号	富士吉田市（西桂町）（忍野村） 1市(1町1村)	30	8	H15.4	びん類を手選別後、破砕し選別
2 上野原市	上野原市上野原8344	上野原市（丹波山村）（小菅村） 1市(2村)	5	5	H20.4	びん類を手選別後、破砕し選別
3 山中湖村	南都留郡山中湖村平野506・507	山中湖村 1村	9	5	H7.4	びん類を手選別後、破砕し選別
4 峡北広域行政事務組合	荏碓市龍岡町下條南割1895	荏碓市 北杜市 甲斐市 3市	15	4	H18.4	不燃物を破砕し選別
5 青木が原ごみ処理組合	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原514	笛吹市 中央市 富士河口湖町 鳴沢村 2市1町1村	10	5	S50.4	びん類を手選別後、破砕し選別 アルミ・鉄を選別し圧縮
6 大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩3274	都留市 大月市（道志村） 2市(1村)	31	7	H15.4	びん類を含め、破砕し選別
7 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	30.6	2	H29.4	不燃ごみ、不燃性粗大ごみを破砕し選別
8 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	6.4	1	H29.4	プラスチック製容器包装を圧縮梱包
9 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	10	1	H29.4	紙製容器包装、ミックスペーパーの圧縮梱包
10 中央市	中央市浅利192	中央市 1市	9	1	R1.10	汚泥・生ごみを堆肥化

山梨県災害廃棄物処理計画に沿った修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

209

し尿処理施設一覧表

令和3年3月末現在

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	処理規模 (t/d)	処理方式	建設工期 (年度)	運転開始 年月	汚泥の処理	備考
1 富士吉田市	環境美化センター し尿処理施設	富士吉田市小見三 丁目11番17号	富士吉田市（西桂町）（忍野村）（山中湖村） 1市1町2村	90	膜分離	H1～3	H4.4	焼却	
2 山梨市	環境センター し尿処理場	山梨市南2160	山梨市 1市	45	二段活性	S56～57	S58.4	焼却	
3 北杜市	北部ふささと公園	北杜市長坂町中丸 916	北杜市 1市	46	標準脱窒	H2～3	H4.4	焼却	
4 笛吹市	クリーンセンター	笛吹市石和町砂原 936-2	笛吹市 1市	40	嫌気性消化	S50～51	S52.3	脱水	
5 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原8344	上野原市 1市	40	好気性	S53	S54.4	焼却	
6 甲州市	環境センター し尿処理場	甲州市塩山千野3136	甲州市 1市	20	標準脱窒	H12～14	H15.4	堆肥化 (生ごみ50kg/日)	汚泥再生処理センター
7 峡南衛生組合	し尿処理場南 部支所	南巨摩郡南部町万沢 5979-3	南部町 1町	19	標準脱窒 + 高度処理	H16～18	H18.4	堆肥化 (生ごみ50kg/日)	汚泥再生処理センター
8 中巨摩地区広域事務組合	衛生センター	中央市乙黒1083-3	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 3市1町	85	高負荷	H3～5	H5.10	脱水	
9 峡北広域行政事務組合	峡北南部 衛生センター	韮崎市栄2-5-48	韮崎市 北杜市 甲斐市 3市	72	好気性	S49～50	S51.3	脱水	
10 峡南衛生組合	し尿処理施設	西八代郡市川三郷町 鴨狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町 3町	40	膜分離 + 高度処理	S62～63	H1.4	焼却+堆肥化 (生ごみ300kg/日)	
11 三郡衛生組合	三郡クリーン センター	南アルプス市東南湖 1070	南アルプス市 市川三郷町 富士川町 1市2町	61	膜分離 + 高度処理	H9～11	H12.4	脱水	
12 青木ヶ原衛生センター	衛生センター	南都留郡富士河口湖町 精進青木ヶ原514	富士河口湖町 鳴沢村（甲州市） （中央市）（道志村） 1町1村2市1村	50	嫌気性	S45～46	S46.12	脱水	
13 大月都留広域事務組合	大月都留 し尿処理場	都留市田野倉1130	都留市 大月市（道志村） 2市（1村）	92	二段活性	S59～61	S61.12	焼却	

コミュニティプラント一覧表

令和3年3月末現在

設置主体	施設名称	処理方式	計画1日最大 汚水量 (m³/日)	竣工年度	運転管理体制	備考
1 南アルプス市	南原団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	149	S56	委託	
2 南アルプス市	西新居団地し尿処理施設	長時間ばっき	73	S61	委託	
3 甲斐市	松島団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	363	S56	委託	
4 甲斐市	双葉登美団地地域し尿処理場	長時間ばっき	298	S63	委託	
5 中央市	よし原処理センター	標準活性汚泥	2,500	S52	委託	
6 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	長時間ばっき	160	S60	委託	
7 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	膜分離活性汚泥	50	H27	委託	

し尿処理施設一覧表

令和6年5月現在

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	処理規模 (t/d)	処理方式	運転開始 年月	汚泥の処理	備考
1 富士吉田市	環境美化センター し尿処理施設	富士吉田市小見三 丁目11番32号	富士吉田市（西桂町）（忍野村）（山中湖村） 1市1町2村	90	膜分離	H4.4	焼却	-
2 山梨市	環境センター し尿処理場	山梨市南2160	山梨市 1市	45	二段活性	S58.4	焼却	-
3 北杜市	北部ふささと公園	北杜市長坂町中丸 916	北杜市 1市	46	標準脱窒	H4.4	焼却	-
4 笛吹市	クリーンセンター	笛吹市石和町砂原 936-2	笛吹市 1市	40	嫌気性消化	S52.3	脱水	-
5 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原 8344	上野原市 1市	40	好気性	S54.4	焼却	-
6 甲州市	環境センター し尿処理場	甲州市塩山千野 3136	甲州市 1市	20	標準脱窒	H15.4	堆肥化 (生ごみ50kg/日)	汚泥再生処理センター
7 峡南衛生組合	し尿処理場南 部支所	南巨摩郡南部町万沢 5979-3	南部町 1町	19	標準脱窒 + 高度処理	H18.4	堆肥化 (生ごみ50kg/日)	汚泥再生処理センター
8 中巨摩地区広域事務組合	衛生センター	中央市乙黒1083-3	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 3市1町(1市)	85	高負荷	H5.10	焼却	-
9 峡北広域行政事務組合	峡北南部衛生 センター	韮崎市栄2-5-48	韮崎市 北杜市 甲斐市 3市	72	好気性	S51.3	脱水	-
10 峡南衛生組合	し尿処理施設	西八代郡市川三郷町 鴨狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町 3町	40	膜分離 + 高度処理	H1.4	焼却+堆肥化 (生ごみ300kg/日)	-
11 三郡衛生組合	三郡クリーン センター	南アルプス市東南湖 1080	南アルプス市 市川三郷町 富士川町 1市2町	61	膜分離 + 高度処理	H12.4	脱水	-
12 青木ヶ原衛生センター	衛生センター	南都留郡富士河口湖町 精進青木ヶ原514	富士河口湖町 鳴沢村（甲州市） （中央市）（道志村） 1町1村2市1村	50	嫌気性	S46.12	脱水	-
13 大月都留広域事務組合	し尿処理場	都留市田野倉1130	都留市 大月市（道志村） 2市（1村）	92	二段活性	S61.12	焼却	-

コミュニティプラント一覧表

令和6年5月現在

設置主体	施設名称	処理方式	計画1日最大 汚水量 (m³/日)	運転開始 年月	運転管理体制	備考
1 甲斐市	松島団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	363	S56	委託	-
2 甲斐市	双葉登美団地地域し尿処理場	長時間ばっき	298	S63.3	委託	-
3 中央市	よし原処理センター	標準活性汚泥	2,500	S52.4	委託	-
4 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	長時間ばっき	160	S60.4	委託	-
5 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	膜分離活性汚泥	50	H27.9	委託	-

山梨県災害廃棄物
処理計画
に沿った
修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁數	旧	新	改正理由
------	---	---	------

212

第13節 生活関連事業等の応急対策

3 一般ガス導管事業施設応急保安対策

(1) 一般ガス導管事業者の名称、所在地、供給区域等

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 所在地 事務所 工場	甲府市北口三丁目 1-12	富士吉田市下吉田 6-5-1
(2) 施設種別	天然ガスのパイプライン 接続供給	天然ガスのパイプライン接 続供給
(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量	<u>甲府市北口 3-1-12</u> <u>球形ホルダー 40,000 m³</u> <u>1 基</u>	
(4) 施設の状 況 及び供給 状況	甲府市、中央市、甲斐 市、南アルプス市及び昭 和町の供給域内 30,000 戸 へ導管により供給	富士吉田市の市街地及び富 士河口湖町の一部、忍野村 の一部 7,000 戸へ導管によ り供給
(5) 修理機材 名 及び数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、 さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メ ーカーとの応援態勢ができています。	

※ 防災体制：非常災害(地震)対策要領による

(略)

(3) 発災時の措置

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 停電時の措置	災害により受電線が停電したときは無停電電源装置により供給を継続する。	予備動力を使用し、平時の供給又は保安供給を行う。
(2) 交通途絶時の措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要	パイプライン接続供給方式のため措置は不要

213

第 13 節 生活関連事業等の応急対策

3 一般ガス導管事業施設応急保安対策

(1) 一般ガス導管事業者の名称、所在地、供給区域等

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 所在地 事務所 工場	甲府市北口三丁目 1-12	富士吉田市下吉田 6-5-1
(2) 施設種別	天然ガスのパイプライン 接続供給	天然ガスのパイプライン接 続供給
(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量		
(4) 施設の状 況 及び供給 状況	甲府市、中央市、甲斐 市、南アルプス市及び昭 和町の供給域内 30,000 戸 へ導管により供給	富士吉田市の市街地及び富 士河口湖町の一部、忍野村 の一部 7,000 戸へ導管によ り供給
(5) 修理機材 名 及び数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、 さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メ ーカーとの応援態勢ができています。	

※ 防災体制：非常災害(地震)対策要領による

(略)

(3) 発災時の措置

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 停電時の措置	災害により受電線が停電したときは無停電電源装置により供給を継続する。	予備動力を使用し、平時の供給又は保安供給を行う。
(2) 交通途絶時の措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要	パイプライン接続供給方式のため措置は不要

東京ガス
山梨(株)
修正

東京ガス
山梨(株)
修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧			新			改正理由
	(3)生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しない限り供給可能	主要な受入設備が被災しない限り供給可能	(3)生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しない限り供給可能	主要な受入設備が被災しない限り供給可能	
	(4)供給設備被災時の措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。 災害の状況により日本ガス協会の応援態勢がある。	本社の応援態勢を除いて 同左	(4)供給設備被災時の措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。 災害の状況により日本ガス協会の応援態勢がある。	本社の応援態勢を除いて 同左	
	(5)貯蔵設備被災時の措置	<u>現有ガスホルダー1基のうち</u> 一部被災のときは能力の範囲において限定供給を続ける	一部被災の場合は能力の範囲において限定供給を続ける	(5)貯蔵設備被災時の措置	<u> </u> 一部被災のときは能力の範囲において限定供給を続ける	一部被災の場合は能力の範囲において限定供給を続ける	
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(6)大規模災害時の措置</u>	<u>被害が大きく単独では復旧に日数を要するときは、日本ガス協会の定める「地震洪水等非常事態における救援措置要綱」及び関東中央部会(関東経済産業局管内)の定める「ガス事業者災害事故対策要領」に基づき協会又は部会の応援を受けて復旧の迅速化を図る。</u>		
(略)				(略)			

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由																												
221	第 1 5 節 民生安定事業 5 農業災害関係金融対策 (3) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金） (令和 2 年 10 月現在) <table><tr><td>貸付対象</td><td>天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、<u>認定就農者</u>等</td></tr><tr><td>資金の使途</td><td>災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等</td></tr><tr><td>限度額</td><td>600 万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の 6/12 に相当する額</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>年 <u>0.16</u>～<u>0.24</u>%</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>3 年以内</td></tr><tr><td>償還期限</td><td><u>10</u>年以内</td></tr><tr><td>資金源</td><td>国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。</td></tr></table> (略)	貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、 <u>認定就農者</u> 等	資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等	限度額	600 万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の 6/12 に相当する額	貸付利率	年 <u>0.16</u> ～ <u>0.24</u> %	据置期間	3 年以内	償還期限	<u>10</u> 年以内	資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。	第 1 5 節 民生安定事業 5 農業災害関係金融対策 (3) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金） (令和 6 年 6 月現在) <table><tr><td>貸付対象</td><td>天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、<u>認定新規就農者</u>等</td></tr><tr><td>資金の使途</td><td>災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等</td></tr><tr><td>限度額</td><td>600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の6/12に相当する額</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>年<u>0.65</u>～<u>1.25</u>%</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>3年以内</td></tr><tr><td>償還期限</td><td><u>15</u>年以内</td></tr><tr><td>資金源</td><td>国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。</td></tr></table> (略)	貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、 <u>認定新規就農者</u> 等	資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等	限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の6/12に相当する額	貸付利率	年 <u>0.65</u> ～ <u>1.25</u> %	据置期間	3年以内	償還期限	<u>15</u> 年以内	資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。	最新の情報に更新
貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、 <u>認定就農者</u> 等																														
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等																														
限度額	600 万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の 6/12 に相当する額																														
貸付利率	年 <u>0.16</u> ～ <u>0.24</u> %																														
据置期間	3 年以内																														
償還期限	<u>10</u> 年以内																														
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。																														
貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、 <u>認定新規就農者</u> 等																														
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等																														
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の6/12に相当する額																														
貸付利率	年 <u>0.65</u> ～ <u>1.25</u> %																														
据置期間	3年以内																														
償還期限	<u>15</u> 年以内																														
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。																														
224	第 4 章 災害復旧・復興対策 災害復旧は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行うものとする。なお、国〔国土交通省〕及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、<u>内閣府による緊急災害対策本部が設置された災害</u>等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請等がある場合、<u>必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代って工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</u> (略)	第 4 章 災害復旧・復興対策 災害復旧は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行うものとする。<u>国〔国土交通省〕及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</u> (略)	防災基本計画に沿った修正																												

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第１編 総則 ～ 第２編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
229	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>国〔林野庁〕は、特定大規模災害等を受けた都道府県における災害復旧事業等に関する工事について、当該都道府県の知事から要請があり、かつ当該都道府県の工事の実施体制等を勘案して、当該都道府県に代わって行うことが適当と認められるときは、当該都道府県に代わって工事を行うことができる制度により、支援を行う。</u> <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> <u>県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u>	防災基本計画に沿った修正 防災基本計画修正に伴う修正 防災基本計画に沿った修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
228	第3編 地震編 第1章 地域防災計画・地震編の概要 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 11 関東総合通信局 (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援 (3) 災害対策用移動通信機器 _____ 及び災害対策用移動電源車等の貸出し (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施 (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供（略）	第3編 地震編 第1章 地域防災計画・地震編の概要 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 11 関東総合通信局 (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援 (3) 災害対策用移動通信機器、<u>臨時災害放送局用設備</u>及び災害対策用移動電源車等の貸出し (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施 (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供（略）	関東総合通信局修正
247	第3節 地震被害の想定 4 想定結果 (10) 災害廃棄物 <u>建物の全壊・半壊・焼失棟数、及び災害廃棄物対策指針の手法を用いて災害廃棄物発生量の予測を行った。</u> _____ _____ _____	第3節 地震被害の想定 4 想定結果 (10) 災害廃棄物 <u>「山梨県地震被害想定調査」及び「災害廃棄物対策指針第3編資料編技術資料14－2」を基に、次のとおり地震別の災害廃棄物発生量（予測値）を示す。なお、冬の18時・風速8m/sの条件が最も地震被害棟数が多いため、当該条件下において、災害廃棄物量は、地震（揺れ）及び火災による推計式を用いて算出した。</u>	山梨県災害廃棄物処理計画に沿った修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編 ）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

247

〈災害廃棄物予測結果〉

ケース	対象地震	風速8m		
		揺れ・液状化 による 災害廃棄物(t)	火災 による 災害廃棄物(t)	合計(t)
冬18時	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	8,899,765	510,521	9,410,287
	首都直下地震M7（立川市直下）	850,947	41,098	892,045
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	2,991,872	48,982	3,040,854
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	11,353,404	455,674	11,809,078
	曾根丘陵断層帯	15,077,791	1,443,868	16,521,659
	身延断層	161,288	－	161,288
	塩沢断層	733,618	10,739	744,358
	扇山断層	479,256	1,771	481,027
	富士川河口断層帯	3,870,842	170,216	4,041,059
	（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	2,353,356	939,805	3,293,160

○災害廃棄物発生量（予測値）

ケース	市町村	南海トラフの 巨大地震 （東側ケース）	首都直下地震M7 （立川市直下）	糸魚川－静岡 構造線断層帯 中南部区間	糸魚川－静岡 構造線断層帯 南部区間(Case1)	糸魚川－静岡 構造線断層帯 南部区間(Case2)	糸魚川－静岡 構造線断層帯 南部区間(Case3)	(単位:トン)	
								曾根丘陵断層帯 (Case1)	曾根丘陵断層帯 (Case4)
冬18時 8m/s	甲府市	2,424,098	118,063	838,244	696,502	3,295,353	1,367,675	5,289,192	3,865,796
	富士吉田市	140,826	22,918	11,715	22,123	10,828	5,257	28,554	79,883
	都留市	65,063	21,847	1,519	2,279	1,197	282	32,437	38,717
	山梨市	34,021	11,888	13,433	3,358	10,998	8,804	69,148	410,057
	大月市	15,154	26,304	674	173		454	60	27,635
	韮崎市	19,343	670	21,494	79,584	171,076	60,441	17,169	9,740
	南アルプス市	935,425	11,150	156,756	534,288	1,709,774	785,238	1,196,039	446,205
	北杜市	94,384	223	1,104,437	460,889	503,765	495,744	45,046	47,746
	甲斐市	156,066	823	25,051	59,964	451,540	93,357	434,881	64,313
	笛吹市	430,655	38,326	86,694	136,047	304,482	110,264	1,362,561	1,374,665
	上野原市	33,014	240,502	2,436	138	855	0	1,536	693
	甲州市	45,147	37,285	11,417	592	3,243	2,597	104,470	381,757
	中央市	425,114	10,652	102,113	331,402	682,670	286,210	645,302	615,386
	市川三郷町	581,784	11,892	44,409	285,625	449,777	199,936	399,966	202,643
	早川町	98,539	7	188	34,351	33,202	22,978	702	1,088
	身延町	589,565	1,949	454	81,034	111,190	68,348	33,699	27,366
	南部町	173,255	154	0	1,942	3,263	1,040	223	521
	富士川町	371,136	4,614	39,857	233,017	463,186	251,489	449,544	203,703
	昭和町	136,520	528	18,626	57,874	211,449	52,081	225,285	164,912
	道志村	551	1,358	4	40	27	13	212	188
	西桂町	10,834	907	185	489	218	158	2,027	7,517
	忍野村	31,580	14,977	1,339	3,641	3,938	3,110	6,494	8,988
	山中湖村	64,990	45,121	7,222	17,359	14,298	15,331	21,547	21,930
	鳴沢村	38,280	1,133	240	729	517	160	11,112	10,432
	富士河口湖町	248,513	26,560	9,012	23,954	17,925	13,077	147,772	144,385
	小菅村	23	330	0	0	0	0	0	0
	丹波山村	100	1,464	0	0	0	0	0	0
	合計	7,163,979	651,644	2,497,519	3,067,395	8,455,225	3,843,652	10,552,554	8,148,801
ケース	市町村	身延断層 (Case1)	身延断層 (Case2)	塩沢断層帯 (Case1)	塩沢断層帯 (Case独自)	扇山断層	富士川河口 断層帯	首都直下地震M8 (相模トラフ)	
冬18時 8m/s	甲府市	7,750	12,254	5,972	66,761	45,686	1,165,614	605,035	
	富士吉田市	102	149	28,589	44,832	7,279	243,254	247,235	
	都留市	26	76	17,354	14,063	36,139	159,248	272,294	
	山梨市	88	148	214	620	1,173	5,369	10,309	
	大月市	3	3	440	782	90,959	48,052	279,534	
	韮崎市	0	119	0	0	0	958	1,875	
	南アルプス市	2,590	7,394	0	411	0	142,371	48,996	
	北杜市	0	0	0	0	4	653	870	
	甲斐市	0	219	0	5	0	18,987	5,433	
	笛吹市	54	515	408	4,659	4,569	196,968	60,836	
	上野原市	0	0	328	429	89,871	42,013	1,049,131	
	甲州市	1	1	60	283	663	12,647	22,715	
	中央市	601	1,212	110	10,738	870	157,491	49,549	
	市川三郷町	3,397	5,893	194	780	38	81,889	53,925	
	早川町	2,314	3,462	0	0	0	16,335	1,089	
	身延町	9,361	13,896	0	0	2	98,452	5,964	
	南部町	18,548	18,694	0	0	0	264,568	2,664	
	富士川町	925	4,182	0	22	0	57,876	12,996	
	昭和町	36	44	0	561	48	26,243	13,408	
	道志村	8	8	1,212	1,398	2,947	1,317	18,932	
	西桂町	13	13	1,080	1,119	1,196	23,782	16,707	
	忍野村	2,796	3,082	68,590	50,839	10,386	34,684	38,167	
	山中湖村	14,494	14,388	155,220	140,993	26,128	83,085	106,960	
	鳴沢村	7	7	192	214	175	46,379	3,614	
	富士河口湖町	6,177	6,609	13,769	18,352	16,881	185,587	70,078	
	小菅村	0	0	0	0	0	33	606	
	丹波山村	0	0	0	0	0	109	834	
	合計	69,293	92,370	293,731	357,861	335,012	3,113,965	2,999,755	

山梨県災害廃棄物
処理計画
に沿った
修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
256	第2章 災害予防計画（平常時の対策） 第1節 地震に強い県土づくりの推進 4 ため池等の対策 <u>本県のため池の多くは、築造年代が古く経過年数が長い、老朽化の進行や現行耐震基準を満たしていないため池も存在する。</u> <u>災害の際に決壊流失すると家屋や公共施設等に人的被害をもたらす可能性もあるため、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、老朽化や耐震不足のため池については速やかに補強並びに漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理で予防に万全を期す。</u> （略）	第2章 災害予防計画（平常時の対策） 第1節 地震に強い県土づくりの推進 4 ため池等の対策 <u>農業用ため池のうち、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、関係市町村等と連携し、地域の合意形成を図りつつ、計画的な耐震化・豪雨対策に取り組む。</u> <u>また、ため池管理者等への保安全管理に対する指導や技術的支援を行う。</u> （略）	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行による修正
257	第2節 大震火災対策の推進 (2)家庭に対する指導 ウ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメータ、並びに安全装置付きガス燃焼器具 <u> </u> 及び電気用品等の火災予防措置 （略） 第8節 災害ボランティア活動環境の整備 （略） 1 県 <u>災害発生時にボランティア関係機関団体連絡会議を招集</u> （略） 4 日本赤十字社山梨県支部 (1) 災害ボランティアの登録・研修 (2) 災害発生時の災害ボランティア（主に救護活動を行う）の受け入れ (3) 災害ボランティアリーダー及び地区リーダーの養成 <u>(4) 義援金の募集</u> 5 山梨県障害者福祉協会 (1) 各団体代表者等による検討会及び研修会の開催 <u>(2) 障害者団体の連絡網の整備</u> <u>(3) 災害発生時の障害者情報の伝達</u> 6 山梨県ボランティア協会 <u>(1) 市民の防災意識の啓発（備えなど）</u>	第2節 大震火災対策の推進 (2)家庭に対する指導 ウ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメータ、並びに安全装置付きガス燃焼器具、<u>感震ブレーカー</u>及び電気用品等の火災予防措置 （略） 第8節 災害ボランティア活動環境の整備 （略） 1 県 <u>山梨県災害救援ボランティア本部運営に対する支援</u> （略） 4 日本赤十字社山梨県支部 (1) 災害ボランティアの登録・研修 (2) 災害ボランティアリーダー及び地区リーダーの養成 (3) 義援金の募集 5 山梨県障害者福祉協会 <u>(1) 障害者団体の連絡網の整備</u> 6 山梨県ボランティア協会	防災基本計画修正に伴う修正 現状に沿った修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

旧		新	
本編頁数			改正理由
275	(2) 県内外のボランティア・NPOのネットワークづくり (3) ボランティア・NPOの研修、訓練 (4) 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブのネットワークづくり（交流・研修・通信訓練） <災害時には> (5) 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブとの連携による情報収集 (6) 県内外ボランティア・NPOへの情報提供、発信（全国民間ボランティア推進団体等） (7) ボランティア・NPOのコーディネートなどの支援 (8) 山梨災害ボランティア連絡会議の連携及び県内外ボランティア・NPOとの連携 （略） 第10節 要配慮者対策の推進 2 高齢者・障害者等の要配慮者対策 国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定版）」、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（18年3月改訂版）」等に基づき、市町村は、「要配慮者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。 (1) 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成 ア 福祉関係部局を中心とし、関係機関と連携して、要配慮者の避難支援業務を実施する。 イ 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。 ウ 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。 エ 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。 (2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立 ア 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して避難行動要支援者を把握するものとする。	(1) 県内外のボランティア・NPOのネットワークづくり <災害時には> (2) 県内外ボランティア・NPOへの情報提供、発信（全国民間ボランティア推進団体等） (3) ボランティア・NPOのコーディネートなどの支援 (4) 山梨災害ボランティア連絡会議の連携及び県内外ボランティア・NPOとの連携 （略） 第10節 要配慮者対策の推進 2 高齢者・障害者等の要配慮者対策 本編第2編第2章第12節1「高齢者・障害者等の要配慮者対策」参照。	一般災害 編と統一

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
	<u>なお、市町村は、市町村防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するものとする。</u> <u>イ 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。</u> <u>ウ 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。</u> <u>エ 健常者に先駆けて、東海地震「注意情報」発表時や、市町村長の判断で出す「高齢者等避難」発表時に、要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。</u> (3) <u>介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保</u> <u>ア 地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。</u> <u>イ 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。</u> <u>ウ 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。</u> <u>エ 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時から広域的な連携体制の強化を図るものとする。</u> <u>オ 地域のニーズに応じた必要数の充足に努めることとする。</u> (4) <u>緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用</u> <u>市町村は、救助に必要な一人暮らしの高齢者等に対する緊急時の対策として、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を活用するとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より連携に努めるものとする。</u> (5) <u>防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立</u> <u>市町村は、在宅高齢者や障害者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛け、障害者防災マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。</u> <u>なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮するものとする。</u> <u>また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等を予め明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。</u>		

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数		旧		新	改正理由
		<u>地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図るものとする。</u> (6) <u>避難所における対応</u> 市町村は、<u>避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。</u> 特に、高齢者や障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 (7) <u>被災者への情報伝達活動</u> 市町村は、被災者のニーズを把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者のための正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。 (8) <u>応急仮設住宅</u> 市町村は、応急仮設住宅への収容に当たって、高齢者や障害者等の要配慮者に十分配慮するものとし、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。 (略)			
276		3 外国人及び観光客対策 <u>災害に対して知識が乏しくかつ日本語の理解も十分でない外国人や地理に不案内な観光客に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図る。</u> <u>また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を図る。</u> (略)		(略) 3 外国人及び観光客対策 <u>本編第2編第2章第12節2「在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）対策」参照。</u> (略)	一般災害 編と統一

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由												
279	第3章 災害応急対策 第1節 応急、活動体制 1 県本部 (2) 県本部の概要 ア 組織系統	第3章 災害応急対策 第1節 応急、活動体制 1 県本部 (2) 県本部の概要 ア 組織系統	一般災害編と統一												
284	(略) 第2節 地震災害情報の収集伝達 2 地震に関する情報伝達 (1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表 ア 甲府地方気象台が発表する地震情報の種類、発表基準、内容について <table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	(略) 第2節 地震災害情報の収集伝達 2 地震に関する情報伝達 (1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表 ア 甲府地方気象台が発表する地震情報の種類、発表基準、内容について <table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	情報の統合化、高度化に伴う修正
地震情報の種類	発表基準	内容													
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報													
地震情報の種類	発表基準	内容													
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報													

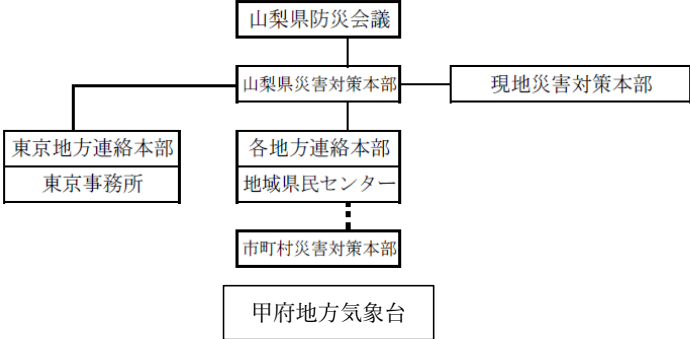
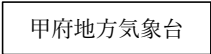
山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数	旧		新		改正理由																
	<table><tr><td>震源に関する情報</td><td> - 震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) </td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報 (注)</td><td>以下のいずれかを満たした場合 - 震度3以上 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 - 緊急地震速報(警報)を発表した場合 </td><td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</td></tr><tr><td>各地の震度に関する情報 (注)</td><td> - 震度1以上 </td><td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震については、その発生回数について「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</td></tr></table>	震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源・震度に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 - 震度3以上 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 - 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	各地の震度に関する情報 (注)	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震については、その発生回数について「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。	<table><tr><td>震源に関する情報</td><td> - 震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) </td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td></tr><tr><td>震源・震度情報</td><td>以下のいずれかを満たした場合 - 震度1以上 - 大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 - 若干の海面変動が予想される場合 - 緊急地震速報(警報)を発表した場合 </td><td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 - 震度1以上 - 大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 - 若干の海面変動が予想される場合 - 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。				
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																			
震源・震度に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 - 震度3以上 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 - 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表																			
各地の震度に関する情報 (注)	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震については、その発生回数について「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。																			
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																			
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 - 震度1以上 - 大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 - 若干の海面変動が予想される場合 - 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。																			

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数		旧		新		改正理由	
285	推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。 <u>※（参考）令和 4 年度後半からは、250m 四方ごとの推計に高度化予定。</u>	推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。 _____ _____	
	長周期地震動に関する観測情報	・震度 <u>3</u> 以上 _____ _____	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級</u> _____等を発表 （地震発生から <u>約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載</u> ） <u>※（参考）令和 4 年度後半からは、約 10 分後に発表予定。</u>	長周期地震動に関する観測情報	・震度 <u>1</u> 以上を観測した地震のうち、 <u>長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u>	<u>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、</u> _____ <u>長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等</u> を発表。 （地震発生から _____ <u>10 分後程度で 1 回発表</u> ） _____	
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 _____ _____ _____ _____ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	_____地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を _____概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等（ <u>国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u> ） ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	<u>国外で発生した</u> 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を <u>地震発生から</u> 概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
288	その他の情報 ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。 （注）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する」  山梨県(防災危機管理課)、NHK(甲府放送局)、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、甲府CATV、エフエム甲府、CATV富士五湖、甲府河川国道事務所、県警察本部、東京電力パワーグリッド(山梨総支社)、NTT東日本(山梨支店)、東京ガス山梨、<u>陸上自衛隊北富士駐屯地</u>	その他の情報 ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。 （略） エ 伝達先  山梨県(防災危機管理課)、NHK(甲府放送局)、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、甲府CATV、エフエム甲府、CATV富士五湖、甲府河川国道事務所、県警察本部、東京電力パワーグリッド(山梨総支社)、NTT東日本(山梨支店)、東京ガス山梨	伝達先変更に伴う修正 情報発表基準変更に伴う修正 水道法の所管移管に伴う修正
288-289	（略） (3) 緊急地震速報 気象庁は、<u>震度5弱以上</u>の揺れが予想され<u>た場合に、震度4以上</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。 なお、震度6弱以上<u>の揺れを予想した</u>緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。 （略）	（略） (3) 緊急地震速報 気象庁は、<u>強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）</u>が予想される<u>地域及び震度4</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。 なお、震度6弱以上<u>または長周期地震動階級4以上</u>の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。 （略）	
290	3 被害情報の収集伝達 (5) 報告の種類・様式 ③<u>厚生労働省</u>通達に基づく水道の被害報告（衛生業務班）	3 被害情報の収集伝達 (5) 報告の種類・様式 ③<u>国土交通省</u>通達に基づく水道の被害報告（衛生業務班、<u>下水道班</u>）	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

	旧	新	改正理由
本編頁数			
297	(略) 第５節　避難活動 6　避難所 (1) 避難所の整備 ウ　指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等その他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。 (略)	(略) 第５節　避難活動 6　避難所 (1) 避難所の整備 ウ　指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話・ <u>衛星通信を活用したインターネット機器</u> 等の通信機器等その他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。	防災基本計画修正に伴う修正
297	(3) 避難所の運営管理 <u>ア　市町村は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、地域住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するように努める。</u> <u>イ　市町村は指定避難所の適切な运营管理に努める。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</u> <u>ウ　それぞれの避難所で受入れている避難者にかかる情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市町村と共有する。</u> <u>エ　避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー</u>	(3) 避難所の運営管理 <u>本編第２編第３章第１１節１（３）オ「避難所の運営管理」参照。</u> _____ _____ _____	一般災害編と統一

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

[illegible]

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
302	(略) (4) 県 <u>(新設)</u> (略)	<u>迅速に受入体制を整備する。</u> (略) (4) 県 <u>エ 緊急輸送道路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。</u> (略)	関東地方整備局修正
306	第7節 生活関係施設の応急対策 2 応急仮設住宅建設 (1) 建設型応急住宅建設用地の確保 (令和4年度建設型応急住宅建設用地調査) 調査結果27市町村、<u>173</u>箇所、応急仮設住宅<u>13,012</u>戸分の用地を確保 (略)	第7節 生活関係施設の応急対策 2 応急仮設住宅建設 (1) 建設型応急住宅建設用地の確保 (令和5年度建設型応急住宅建設用地調査) 調査結果27市町村、<u>172</u>箇所、応急仮設住宅<u>13,074</u>戸分の用地を確保 (略)	時点修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

350

第4編 火山編

第1章 総論

第7節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

噴火警報・火山情報等の種類と発表基準表

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険が及ぶ噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。
		2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
噴火予報	火口内等	1（活火山であることを留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）	特になし。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

第4編 火山編

第1章 総論

第7節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

噴火警報・火山情報等の種類と発表基準表

富士山の噴火警戒レベル					
平成19年12月1日運用開始 令和5年3月29日改定					
種類	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。（状況に応じて対象地域を判断）
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要。一部の地域では住民の避難が必要。
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。一部の地域では住民の避難が必要。
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山に留意）	火山活動が高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて登山者は下山。
			1（活火山に留意）	火山活動は静穏。	住民は通常の生活。

令和5年
3月改定
に伴う修
正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
351	※富士山の噴火警戒レベル2は、噴火前の火山活動が高まる段階では、火口の位置を特定して限定的な警戒範囲を示すことが困難なことから発表されず、噴火後に火山活動の低下や警戒範囲が限定される場合に発表される。 ※噴火の規模の区分は、噴出量により2～13億m^3を大規模噴火、2千万～2億m^3を中規模噴火、2百万～2千万m^3を小規模噴火とする。 ※ここでの噴石とは、主として風の影響を受けずに避難する大きさのものとする。 (略) (4) 降灰予報 イ 降灰予報（速報） ・（新設） ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。 ウ 降灰予報（詳細） ・噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、より精度の高い降灰量の予報を行い、噴火後20～30分程度で発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。 ・（新設） (略)	※富士山の噴火警戒レベルリーフレット 気象庁作成（令和5年3月29日改正）から引用 (略) (4) 降灰予報 イ 降灰予報（速報） ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測」を受けて発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ウ 降灰予報（詳細） ・噴火発生後、観測した噴煙高等を用いて、より精度の高い降灰量の予報を行い、噴火後20～30分程度で発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰息を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 (略)	気象庁公表内容に沿った修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数

旧

新

改正理由

352

(6) 火山情報等

イ 噴火速報

・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合

・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

(略)

362

第8節 避難計画

図4 降灰後土石流の影響想定範囲

(略)

363

図5 降灰の影響想定範囲

(略)

366

(2) 噴火状況判明後の避難

降灰		小さな噴石
避難対象エリア ^{※3}	屋内退避対象エリア	影響想定範囲
火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合
避難 避難 避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難

(略)

352

(6) 火山情報等

イ 噴火速報

・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合

・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

(略)

362

第8節 避難計画

図4 降灰後土石流の影響想定範囲

(略)

363

図5 降灰の影響想定範囲

(略)

366

(2) 噴火状況判明後の避難

降灰		小さな噴石
避難対象エリア ^{※3}	屋内退避対象エリア	影響想定範囲
火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合
避難 避難 避難	屋内退避 屋内退避 屋内退避	屋内退避 屋内退避 屋内退避

(略)

気象庁公表内容に沿った修正

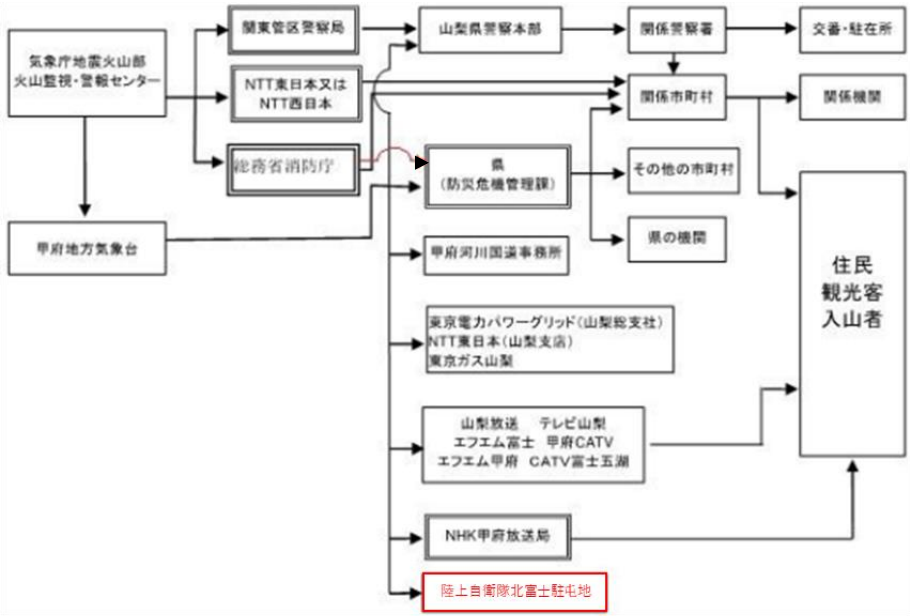
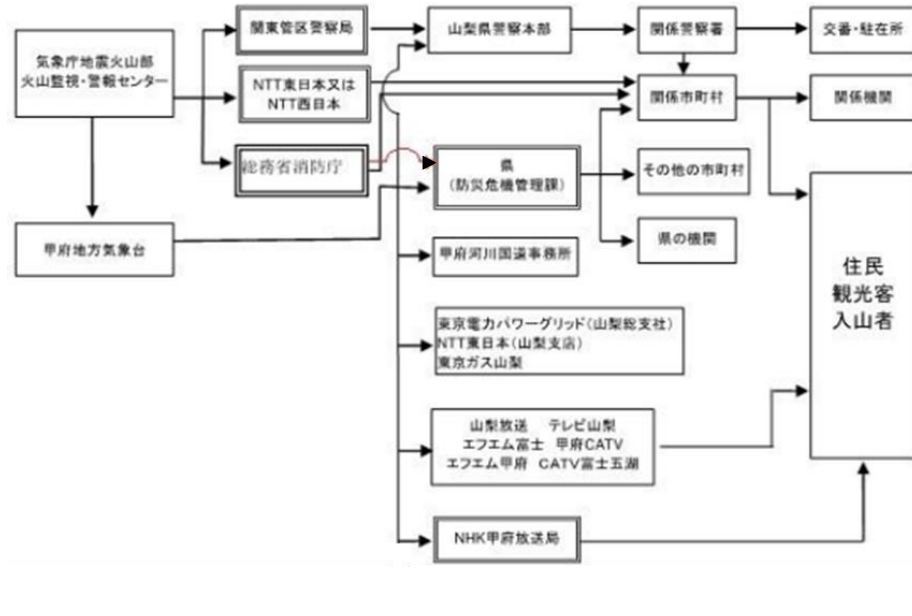
富士山火山避難基本計画に合わせた表記の統一

富士山火山避難基本計画に合わせた表記の統一

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
367	第1節 火山防災対策の検討体制の整備 1 活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、富士山における火山災害警戒地域として指定された、山梨県、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、（以下「富士山周辺市町村」という。）、静岡県、静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町、神奈川県、相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町は、国、関係機関及び火山専門家等と連携し、想定される火山現象に応じた警戒避難体制の整備に関する必要な協議を行うための火山防災協議会 _____ を設置する。 2 <u>火山防災協議会</u> では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、富士山における統一的な防災対策を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議する。 （略）	第1節 火山防災対策の検討体制の整備 1 活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、富士山における火山災害警戒地域として指定された、山梨県、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、（以下「富士山周辺市町村」という。）、静岡県、静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町、神奈川県、相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町は、国、関係機関及び火山専門家等と連携し、想定される火山現象に応じた警戒避難体制の整備に関する必要な協議を行うための火山防災協議会 <u>（以下「富士山火山防災対策協議会」という。）</u> を設置する。 2 <u>富士山火山防災対策協議会</u> では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、富士山における統一的な防災対策を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議する。 （略）	富士山火山防災協議会を定義
369	第4節 災害に強いまちづくり 1 安全な土地利用 (2) 県及び富士山周辺市町村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、 _____ あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする （略）	第4節 災害に強いまちづくり 1 安全な土地利用 (2) 県及び富士山周辺市町村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、<u>詳細な地形や地形特性および避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、</u>あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする （略）	防災基本計画の修正に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
384	第3章 災害応急対策計画 第4節 情報の伝達・収集・広報 1 噴火警報・火山情報等の伝達 (5)伝達系統 ア 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報  (略)	第3章 災害応急対策計画 第4節 情報の伝達・収集・広報 1 噴火警報・火山情報等の伝達 (5)伝達系統 ア 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報  (略)	甲府地方 气象台修 正
387	4 警戒区域の設定 (3)警察官 火山災害が発生し、又は<u>災害が発生するおそれがある</u>場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ富士山周辺市町村の長若しくは、市町村の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は富士山周辺市町村の長等から要求があったときは、直ちに警戒区域を設定	4 警戒区域の設定 (3)警察官 火山災害が発生し、又は<u>まさに発生しようとしている</u>場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ富士山周辺市町村の長若しくは、市町村の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は富士山周辺市町村の長等から要求があったときは、直ちに警戒区域を設定	災害対策 基本法第 63条の 規定の表 記へ修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
	する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する富士山周辺市町村の長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を富士山周辺市町村の長に通知する。	する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する富士山周辺市町村の長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を富士山周辺市町村の長に通知する。	